

平成 27 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 27 年 3 月 10 日（火）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 27 年 3 月 11 日（水）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 中西 友子                      2 番 北 守                      3 番 坪井 信義  
 4 番 北川 雅紀                      5 番 中瀬 信之                      6 番 山口 和宏  
 7 番 奥川 直人                      8 番 山本 静一                      9 番 前川 隆夫  
 10 番 川西 元行                      11 番 風口 尚                      12 番 小林 豊  
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一                      副 町 長 小林 一雄                      教 育 長 山口 典郎  
 総務課長 林 裕紀                      会計管理者 前田 浩三                      税務住民課長 北岡 明  
 生活福祉課長 中村 元紀                      上下水道課長 東 博明                      産業振興課長 田間 宏紀  
 建設課長 中西 農                      教育事務局長 中西 元                      病院老健事務局長 田村 優  
 総務課長補佐 見並 智俊                      農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司                      教育委員長 上村 直義

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和                      同 書 記 宮本 尚美                      同 書 記 藤井 亮太

日 程

第 1．会議録署名議員の指名

第 2．町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
北川 雅紀 P2～P12	1. 独居老人と老老介護と認認介護について
奥川 直人 P12～P26	1. メガソーラー（太陽光発電）用地の土地評価に関する内規について 2. 一般廃棄物収集・運搬業務の今後について 3. 平成26年度の行政運営の成果と課題について
中瀬 信之 P26～P36	1. 戦後70年の節目の年について 2. 高齢者と子どもの世代間交流について 3. 的山公園の整備計画について
中西 友子 P36～P42	1. 地域住民生活等緊急支援のための交付金について 2. 通学路について
北 守 P42～P52	1. 玉城病院の無料低額診療事業と医師の確保について
山本 静一 P52～P59	1. 路線バスについて

## 開会の宣告

### ○議長（風口 尚）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

これより、平成27年第1回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 中瀬 信之君                      6番 山口 和宏君

の2名を指名いたします。

## 一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは、最初に、4番 北川雅紀君の質問を許します。

4番 北川雅紀君。

### 《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） おはようございます。通告に従い、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今日のテーマは一つとして、独居老人と老々介護、老々介護というのは、お年寄りがお年寄りを介護している。それと認認介護、ちょっと聞き慣れないかもしれませんが、認知症の方を認知症の方が介護している。その3点を絡めた、玉城町のお年寄りの話と聞いていいかもしれませんが、そういうものをテーマとして、一つさせていただきます。

まず、2014年7月15日に、厚生労働省が発表した、2013年のもののデータの結果によると、高齢者世帯、つまり65歳以上だけの世帯、これが全世帯の23.2%で、介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、介護する人も65歳である、老老介護の世帯の割合が51.2%になっていると。つまり65歳以上の高齢者を介護している人が、65歳以上という世帯が51.2%、もう半分以上に日本全国でなっているということです。

それで、新聞報道やいろいろなところで事件とか、介護疲れ、殺人や心中とかさまざまなことがあるので、これも玉城町で、玉城町も高齢化していますので、今、23%、24%ぐらいですので、もう町は高齢化社会に近づいているので、こういうことも今、考えていって、5年後、10年後に備えなければいけないと思ったので、質問させていただきます。

まず、最初に質問させていただくのは、町長の介護についての認識ということについて、質問させていただきます。今以上に税金を投入して手厚く、こういうお年寄りの介護のことについて政策をしていくのか。それとも、今ある現状でアイデアを絞ってやっ

ていくのかとか、いろいろな方法があると思うのですが、町長としては、どういう方針を持って今後進めていくと考えているのか、まずお聞きします。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から介護についての考え方でございます。

高齢化が進んできておりますが、介護あるいは高齢化全体の施策として、どうしていくのかという考え方がいると思っています。お年寄りになっても、やはり玉城町で安心して暮らしていただけるということにしていかなければならぬわけでありますから、やはり町のいろんなお年寄り、介護で問題を抱えておられるご家族、あるいは本人の皆さんに対応するサービスというのは、これは現在も進めておりますし、今後もその施策は特に町の重点施策として進めていく必要があると思っています。

やはり町といたしましては、お年寄りになられても、この町で安心して暮らしていただけるというのが、一番大切であると思っていますから、ご心配のないような形で、町として精一杯施策を推進していくというのが、一番重要だと認識しております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） では、具体的な内容として、玉城町で今、要介護者といわれる方は何人いて、どのような現状なのかということ、まずお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 玉城町2月末現在での介護の認定者数、65歳以上の1号被保険者に限りますと、現在のところ611名ということになってございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 65歳以上の要介護者が611人ということですが、その内、老老介護、65歳以上の方が介護しているという数字は把握されていますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 老老介護をされている方ということで、認定者数については611名ということでございます。これは要支援も含めた中での人数でございます。その中で住民基本台帳上でいきますと、そのうちの163世帯が老老介護という格好になるかと思えます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 玉城町は5千ちょっと世帯数があつて、そのうち163世帯が老老介護ということで、先ほど国の数字としても、老老介護の世帯が51.2%、半分以上あるという中で、玉城町で、163世帯というのは、500何世帯のうちの163でしたか。588、では、まだ玉城町は半分いってなくて、30%ぐらいですか、そういう現状の中で、これから進んでいくということが見えますので、こういうことは政策として進めなければならないと思います。

数字として、全国的には日本福祉大学の湯原准教授という方が、調査した結果、これは厚生労働省とかも調査してないので、大学教授とかが調査しないと駄目な数字だったんですが、1998年から14年間で、介護に行き詰まって60歳以上の高齢者が、その家族や介護者に殺害されたり、心中されたりした事例が、少なくとも550件あったということです。

2009年ぐらいからニュースやテレビの中でも、80歳同士の高齢者の老老介護の方が、介護疲れで相手を殺害したとか、心中したとかいうニュースが目立ってきて、実際、数字として558人という、もっと実際はあるんでしょうけれども、一大学教授が調べた中では、そういう数字があったと。

それをどうして防ぐのか、どうして見つけるのかということを考えていくのが、社会全体ですが、行政も考えていかなければならないと。そういった中で、今、玉城町でも163世帯、老老介護世帯があるという中で、行政としてその世帯にどうタッチしていったり、政策として関わっていくということが、現在では行われていますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 玉城町の場合ですと、包括支援室のほうで、高齢者の方の相談業務をお受けしたなかで、介護認定につきましても、包括支援室一本で受けさせていただいておりますので、そちらのほうで状況把握をさせていただいて、必要な施策を講じておるといいう状況でございます。

また、相談以外につきましても、介護疲れ等の状況につきましても、世帯数的にも少のうございますので、状況把握に努めておるといいうところでございます。当然、ケアマネージャー等を通じて、状況把握に努めておるといいう状況でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 把握に務めるというのわかりますが、具体的に何か、今、老老介護の世帯について、そこだけに行っているという施策はあるんですか。

○○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 特定したものではありません。ただ、配食サービスとか、その辺りのご利用いただいております部分、あと緊急通報装置の部分、あと一人暮らしの方については、ピンの会等での活動をしていただいておりますところでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 老老介護についての現状はわかりました。

それで、私個人の政治的考えとしては、1年位前も一般質問で言ったのですが、お年寄りにつぎ込まれている税金対、そのほか現役世代につぎ込まれている税金というのは、お年寄りが11で、現役世代は1です。11対1です。それぐらいお年寄りにたくさんの税金がつぎ込まれているのが、今の現状です。それが2005年の数字なので、今はもっと差が開いて、もっとお年寄りの方に税金がつぎ込まれているという状況にありますの

で、お金が一般あれば、どんどんどっちも手厚くしていけばいいと思うんですが、今の日本は財政破綻目前ですし、地方自治体もお金がないので、やっぱりお金を、税金をどっちにもあげるということは無理なので、この 11 対 1 をバランス良く、世代間の不公平がなくなるようにシフトしていくべきだと思うのです。

でもちょっと矛盾しているのですが、今日、僕は老老介護の世帯を社会として、行政として守っていったり、新しく施策を打たないと、これから全国であるような悲しい事件が、玉城町に起こりかねないと思っているので、じゃあどうするべきかと思うと、うまいこと、玉城町は小さい町なので、うまいことそれぞれの世帯に応じたような施策が打っていければ、お金を増やすことなく、そういうことができるんじゃないかと思うわけです。

それで、独居老人のことについて、今日のテーマの一つとあるのですが、ちょっと脱は独居老人について、政策が偏り過ぎている。つまり独居老人、一人で住んでいる老人の中にも、強い人と弱い人があって、例えばピンピンしていて、所得がよけあって、健康な人は強い独居老人だと思うのです。そういう人にいろいろな施策を打っていくよりも、老老介護をしている世帯で、所得が少なく、健康状態も介護のほうもよくないという人に、税金をシフトしていく。そういうことを、していくべきじゃないかと思うんです。

玉城町なら 5,000 世帯ぐらいなので、できると思うんです。そういう細かい、みるというチェックも兼ねて、そういつて意味で、今、玉城町の独居老人に行われている施策、先ほど老老介護の世帯については、特にこれといった、そこだけを狙った施策はないということですが、独居老人について特別にされている施策というのは、何かありますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 65 歳以上の独居の方につきましては、月 2 回の配食サービスあたり、買い物困難や見守り困難な方に対してということで、させていただいておる。あと社協のほうでの配食もごさいます。あと緊急通報装置の貸与の事業がごさいます。これにつきましても、北川議員おっしゃるように、非課税世帯なり課税世帯と、若干の料金差を設けておりますし、あとは第 3 火曜日に開催しておるピンの会、一人で個食をなくすようにということで、食事させていただいておるということでごさいます。

○議長（風口 尚） 4 番 北川雅紀君。

○4 番（北川 雅紀） そうですね、独居老人の方には、緊急通報装置の貸す、月 910 円払わなければならないのですか、そういう施策があったり、配食、ご飯を持っていく、提供する、楽しんでもらう、それはそれでいいんです。やっていることは、独居老人の方は社会との関わりが薄いのですし、見守る方が日常でないのです、やるべきことですが、先ほど言ったように、もうお金がないという中で、老老介護の人たちを、社会として行政として、守っていくということをやるのであれば、ここを一緒にくたにすることは、独居老人と一緒にすることは難しいですが、こういった緊急装置とか、枠組みの中に老老

介護介護の世帯を入れたり、配食サービス、本当に介護度が5とか、高い人、寝たきりの人だったら、その介護しているお年寄りも、独居老人みたいなものだと思うんです。そういう人も、そういう配食サービスの枠に入れてはどうしようかという質問と、独居老人が、今、玉城町に何人いるかということを知ります。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） おっしゃるように配食サービス等につきましては、一部、町長が特に必要と認める者という中で、特例的に配食サービスをご利用いただいております方も、若干あるかと思っております。また、緊急通報装置におきましても、町長が特に必要と認めた者という条項がございますので、この辺りで対応していく必要がある家庭については、世帯については対応させていただくことは可能かと考えてございます。

また、一人暮らしの高齢者、住基上におきますと、2月末現在で、601名ということで、全体の10.6%ということになってきてございます。ただ、これにつきましては、施設に入所されておられる方、それからあと世帯分離をされておられる方等も含めた人数でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 独居老人601名、施設に入っている方とかもいるとはいえ、これも大きな数字になってきて、考えるべきことかとは思いますが、やっぱりこれからは強いお年寄り、所得があるお年寄りや健康なお年寄りという、一緒にたに老老介護とか、独居老人ということにくくるのではなくて、その中でも強い人、弱い人というのを、区別して、そして政策を分けていって、いろいろなことでみていくべきだと思うんです。そういった中で、玉城町の社会福祉協議会、そっちのほうは、どういった施策があるのかということを知ってききましたら、やっぱりお年寄りという枠組みの中で、提供していることはたくさんあるんです。

でも、その中で老老介護の人についてやっている施策というのは少なく、やっぱりあるものとしては、75歳以上のお年寄りにお弁当を配る、一人暮らしの75歳以上にお弁当を配る、75歳以上の一人暮らしの方に安否確認をかけて、これもお弁当を配る、75歳以上のお一人暮らしの対象に、月1回ボランティアが絵はがきを配布するということがあって、やっぱりちょっと玉城町は、社協もそうですし、行政のほうもそうですし、2年、3年前から独居老人というのが、メディアでも取り上げられて、ワードして出てきましたので、そういうことに片寄るといっても、わかるんですが、そういったバランスをこれから見直して行って欲しいと思います。

それで、話としては、独居老人と老老介護の世帯、その関連をつなげていって、今ある現状を把握して、施策をしていく。やるべきことは、そういう最も防がなければならないのは、そういう悲しい事件とかが起こらないようにするということがあるのですが、その話は一旦ここで終わらして、さらに最初に言ったテーマの中の、もう一つ、3つ言ったんですが、独居老人と老老介護と認認介護ですね、認認介護の話に移らせて

いただきます。

認認介護、認知症の方が認知症の方を介護しているというのを認認介護と、メディアとかでは、言葉付けをして呼んでいる。そういう言葉が2008年、2009年ごろから生れてきたのですが、それについて玉城町の現状把握と施策について、質問をしていきます。

認知症というのは、65歳以上の人、平成24年時点で7人に1人程度とされているんです。7人に1人、すごい数字だと思うのですが、さらに認知症の前段階と考えられているMCI、軽度の認知症の人も入れると、65歳以上の4人に1人の割合で、日本に今いるということが、これは政府のデータですが、言われています。

そして、年齢を重ねるごとに、認知症の発症率というのは増えていくので、65歳、今平均寿命が女性ですと80歳を超えていますから、なのでドンドン、4人に1人どころじゃなくなってくるんですね。そういう中で、認知症の人が認知症の人を介護しているということが、今、生れつつあって、それが社会問題になりつつあるということです。

では最初に、玉城町の認認介護についての数や状況とか、そういったものがわかれば教えてください。認知症の数、介護も関係なくて、認知症の人の数と、認知症で介護者になっている人の数とか、さらに認認介護の世帯数とか、わかれば教えてください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） まず認知症の患者数というところでございます。国の試算におきましては、5人に1人になろうかと思えます。65歳以上の5人に1人が、認知症ということになってございます。

玉城町におきますと、約760の方が認知症ということの可能性があるというのが疑われてございます。その中で、介護保険の認定調査をさせていただき、その調査結果からの拾いだしによりますと、427の方が認知症の疑いということに、認知症なりの一応判断がされておる部分でございます。

それから、あとケアマネージャー等が把握しておる認知症、もっているケース等の中での認知症の数というのが120名の部分ということでございます。その他の部分につきましては、施設のほうに入所されておる方等も当然ございますし、認知症の症状が出ておりますけども、ケアマネのサービス、介護保険のサービスを受けずにみえる方というのもみえます。

それから、あとケアマネのほうで把握しております認知症の方の中で、認知症の方の主たる介護者が認知症という方につきましては、1世帯ということで把握をさせていただいておるところでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ちょっと確認ですが、認知症の患者数は、玉城町内には760。

○生活福祉課長（中村元紀君） それは推定です。

○4番（北川 雅紀） 推定ですね。認知症の介護者は120人で、認認介護の世帯は1世帯把握しているということですね。はい、わかりました。

○生活福祉課長（中村元紀君） あと427名が、認定調査の中では出てきておるとい  
とでございます。

○4番（北川 雅紀） 認認介護については把握しているのは1世帯ということで、でも  
1世帯あるんだなという感想ですが、玉城町全体としては760人ということで、これも  
先ほど独居老人が601人、そして認知症の方が760人ということで、1万5,000人のう  
ち1,000人ちょっとは、こういう局面になっているんだなということがわかりました。  
認知症の方、そういった方を対象にした施策って、何かやっているんですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 認知症の方は、直接その方に対する施策ということでは  
なく、とりまく家族に対してのサポートというところで、サポーターさくら等で支援を  
していただいておりますという状況にはなっております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） そうなんです、家族に対するサポートというのが、重要だとい  
うことが、いろいろなところ、本とかに書いてあって、まず介護が必要となった要因とい  
うのが、1位が脳卒中18.5%で、2位が認知症で15.8%です。なんで介護が必要とな  
った人の15.8%が認知症という中で、じゃあ介護しているほう、介護しているほうは、  
どうなっているかという、被害者の悲しい事件とか心中とか、刑事事件とかいろいろ  
あるのですが、介護疲れというところが、一番の理由になっているんです。

そういった事件になるにあたって、経済的な問題で、その介護をしている人が、介護  
者、介護されている側を何かするということがあるのですが、一番の理由は介護疲れと  
いうことがあって、さらに言うと男性が73%やってしまう側になるというものがあって、  
そういったものを考えると、男性というのは一家のなかで問題を解決しなければなら  
ないとか、社会的に世間体とか、そういうことを考えて、自分の中で介護についての問題  
を解決しようとする傾向があつて、社会からみえないという状況があつて、奥さんのほ  
うが介護者になってしまつて、介護すると、旦那のほうが。

そういった場合に、世間からは見えないんですけども、ドンドン、ドンドン煮詰まっ  
ていって、大変なことになってしまうというケースが、数字でも出ているので、ほとん  
どの男性の話で、男性が何かをしてしまうというのが、70%を超えているので、そうい  
った意味でいうと、玉城町の介護する側の性別ってわかっていますか。男性が何%とか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） ケアマネの調査による部分でございますが、ちょっと性  
別だけでは、男性のほうが、男性が約27%ということになっています。あと73%につ  
いては女性の方ということになっています。あとちょっと参考までにですけども、全国  
ベースでみますと、配偶者が介護しておるといのが、一番高い格好になっておるか  
と思うんですけども、玉城町の場合でいきますと、配偶者よりもむしろお子さまとか、お  
嫁様、お子さんの嫁とかで、配偶者とかいう格好の方が、割合のほうが多いようになっ

てございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） なので、まず家族に対する認知症のケアというか、介護の教室とかもあるんですけども、そういったものはどういったものがあるかということをお伺いします。介護者、要介護、介護しているほうですね。介護者を対象とした教室は、どんなものがあって、どんな頻度でされているのか。

そして、認知症の方をみている介護者、介護者に対する教室とか、説明がどんなものがあって、どんな頻度でされているのか。そして、そこに集まってくる人というのは、どんな人がいて、どんな実績があるのかということをお伺いします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 介護する側の部分につきましては、認知症サポーター養成講座というのを、町で開催しておりまして、これにつきまして、今まで813名の方が受講いただいて、終了していただいております。

それから、今回の補正予算で盛らせていただいた、高齢者の居場所づくりという部分でございます。これにつきましては、西宮のほうの事例を参考にさせていただいて、介護者の悩み相談というところ、気軽に入れて、誰がいつでも来ていいような格好の場所をつくっていきこうというのをめざした格好で、今、動いております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。先ほども言ったように、男性のほうがすごい最悪のケースになるケースが高いので、男性の介護者が入れるような空気づくりとか、枠づくりというものをしていくと、最悪のケースを防ぐ確立が増えるのかなと思うので、そういうことを、そこでしていったら欲しいと思います。

それで、先ほど出てきた話で、地域包括支援センターというところが、こういう介護の世帯とか、認知症の人ということに関わってくる、玉城町役場の中のセクションだとは思いますが、その包括支援センターというのが、この玉城町役場にはなくて、福祉会館のほうにあるので、私自身もあまり日常的にタッチするようなことではないので、ちょっと現状が感覚としてないというのがあって、それは一般の人も、福祉会館に頻繁に行く人は、タッチする、関わる機会はあるとは思いますが、そういう役場ばかりに来る人とか、中央公民館へ行く人は、ちょっと感覚が薄いんじゃないかなと思うので、そういったことも含めPRしていく、そしてその中を、組織の中を拡充していくということが、今から必要になってくるかなと思うのですが、まず地域包括支援センターを、どういった今後、介護に関わる世帯、認知症の人に関わる施策というところで、どういった方向性を持っていきこうと、今、思っていますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 包括支援室におきましては、以前、子育てのほうと分か

れた格好での運営をさせていただいておったのですけれども、今回、事務所を増築させていただきまして、1箇所に対応させていただく格好になりました。

それで、包括支援室、包括支援センターとしての必要人員につきましては、条例でも決めましたように、3職種ということで、保健師、社会福祉士、それから、介護支援員さん、主任介護専門員ということになってこようかと思えます。

子育てのほうにも保健師がごぞいます。保健師のほうでの活動というのですか、健康づくりと合わせた中での高齢者の方も含めた中で、今後、健康づくりや案内をしていきたいと考えております。また、高齢者の方がいろんな行事を通じまして、福祉会館をご利用いただく。その際に、気軽に入らせていただけるようにということで、今後も心がけて運営をしていきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 役場組織のほうは、この問題について、今そういう話をしてもらったような形です。具体的にいうと細かな話になるので、拡充、手厚くしていくということだと思うのですが、それとは役場も、そういう介護の世帯とか認知症の人に関わっていないと思うのですが、こういうのは社会全体でみていかないと発見できないことですし、助けられないことだと思うので、あとほかにタッチしていくけれども、行政と関わっていくという人では、民生委員とか、民間の認知症サポーターとか、そういうのがほかの自治体ではあるのですが、そういった役場の職員以外の人たちのタッチの現状というのは、今どうなっていますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 前期から掲げております、介護保険計画の基本理念の中に、育てよう地域の介護力ということで、今期に第6期におきましても、このスローガンを、基本理念を根本にさせていただいて、計画づくりをさせていただいてございます。その中で、今、26年4月から毎月1回ですけれども、地域ケア会議というのを開催させていただいてございます。

これにつきましては、地域ケア会議の中には開業医をはじめ薬局の方、介護施設の方、それからあと民生委員さんの方、健康しあわせ委員さん、サポーターさくらのメンバー、それ以外に多種多様な方が参加いただいております。

これにつきましては、毎回、無報酬ということで開催をさせていただいてはおるんですけれども、毎回30名を超える方が参加いただいております。この中でも、これだけの方が無報酬でよっていただいて、毎月1回の会議が開催できるということは、玉城町としてはありがたい資源があるのかと考えております。

この中で、できれば玉城町民全員がサポーターになれば、幸せに暮らせるんじゃないかという意見も出ておりますので、この会議をまた引き続き進めながら、全体で地域で見守れる体制を整えていきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番(北川 雅紀) そういう人たちが社会で、こういう人たちを守っていく、いろいろな立場の人が集まっていくということは必要なもので、そこで出てきたアイデアを活用して行ってほしいと思いますし、こういうことで、ジワジワくる老老介護の問題も、認認介護の問題も、ジワジワくることではあるのですが、早めに手を打っておけば、極端なことが極端に防げるような、そういう案件だと思いますので、だいたいほかの自治体でもあつてからやっているんです。

殺人事件があつて、こういうものをつくるとか、そういうことをしているので、先につくっておいたら、そういう極端な例に走ることはないというような、そういうジャンルの施策だと思いますので、もう一回留め直しておきますが、僕は独居老人の人も、老老介護も、認認介護の人も、いろんな施策を打ったほうがいいと思いますし、守っていかない人だと思っていますが、やっぱりちょっとお金がないという現状で、そういう人たちに今までやってきたのをお願いさせてもらって、強い人にはちょっと施策を、あまり今までのように手厚くはせず、もっと弱い人たちに配分していくというようなことをしなければならない。そうすることで、全体として強くなっていくと思いますし、玉城町は世帯が少ないので、絶対それが細かくみれるので、絶対できると思いますので、何か極端にくくったり、国とか県の事業の中で、独居老人という話があるんで、やってしまうという、そんな例もあると思うのですが、玉城町に関しては、そこを明確に分析して行って、分けて、そういった人たちを区別して行って、それで施策を実行していく、そんな町になってもらって、悲しい事件とか、困っている人たちを救っていくような施策を打ってほしいと思います。

これで私の今回の一般質問は終わらせていただきます。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 北川議員からいろいろ高齢者施策についてのご質問をいただいておりますので、私のほうから町の状況なり、少しだけお話をさせていただきたいと思っています。大変、議会ははじめボランティアの皆さん方が、今、担当課長から申しあげましたように、熱心に働きかけをしていただいておりますし、玉城町は他の市町に比べて、随分進んでおりますし、特に厚労省あたりからのいろんなモデルになっておる取り組みもあるわけがございます。

町としても、やはり今、議員からのお話のような早めに手を打っていくということは、大変重要だということは認識しておいて、特に健康寿命を伸ばしていく、認知症予防、あるいは生活習慣病予防ということで、お年寄りになられても元気な方は元気でありまして、若い人よりも力仕事もできる人がたくさんおられるわけでありまして、そうしたことの弱い立場の方も、勿論いろんな事情があるわけでありまして、個々の実情に応じて、きめ細かなサービスをしていくという、その施策をこれからも進めてさせていただきたいと思っていますし、また、先般も東大の大学院生さんが修士論文でまとめていただきましたが、特に6年前から実施をいたしておりますICT活用の独居老人、

引きこもりでいろんなことの障害が出てくるということの予測のもとに、やはりできるだけ外へ出ていただいて、精神的にも健康面でも元気になっていただく、いわゆる外出を支援する、そういう取り組みで、今、最新のデータで三重県で高齢者の一人あたりの医療費が一番低いという玉城町ということの結果が生れてきておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今後もこの施策は重点施策として、ご理解をいただきながら、取り組みをしていかなければならないと思っています。以上でございます。

○議長（風口 尚） よろしいですか。

以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですけども、ここで10分間の休憩をいたします。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時54分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番 奥川直人君の質問を許します。

7番 奥川直人君。

#### 《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） それでは、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。今回、3点質問させていただきます。まずメガソーラーの太陽光発電用地の土地評価に関する内規について、2番目が一般廃棄物収集・運搬業務の今後について。3番目が、平成26年度の行政運営の成果と課題について、この3点を質問させていただきます。

まずメガソーラーの用地の土地評価に関する内規ということで、このことにつきましては、前回、質問させていただいた内容でございます。玉城町が示すメガソーラー（太陽光発電用地）の土地評価に関する内規の、メガソーラーとは一般的に、大規模太陽光発電、いわゆる1,000キロワットを示すということで、1,000キロワットを対象とする内規でないのであれば、早急に内規の名称を変更すべきだと、ご提案をさせていただきました。

概ね理解していただいたと思っておりますが、見識のある玉城町長として、この提案をどのように受けとめられたか。またこの内規は改定されたのか、改定されるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、質問をいただきました事務的な流れでございますものですから、これは担当課長から答弁させたらどうかと思っています。内規のことの、前回、質問はいただきました。特に表現の上で、理解していただきやすいような形に変更するのが適当ではないかと、こんな考え方です。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） ということで、私は担当課長がどうのこうのというか、事務的なことというよりも、これは税務課長に聞きたいのですけども、改定はされたか、されないか。どちらか、それだけお答えください。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） 現在のところ改定はまだ行っておりません。ただ、このわかりにくい表現、これにつきまして、この議会終了といたしますか、終わり次第、早速、わかりやすい表現に変更いたします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） わかりやすい表現って、決まっておるんやったら、教えてくれる。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） 現在、メガソーラー（太陽光発電）用地というふうなことになっておりますが、事業用太陽光発電設備と、このように変更させていただきます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は既に改定されているものかなと、このように思ひました。概ね理解していただいたと、私も理解しておったので、今日、議員必携というのを持ってきました。議員必携というのがあります。これは議員さん、全部が持っています、この中に一般質問は大所高所から政策を建設的立場で議論すべきと、こう書いてあるわけであります。私はかたが内規の事務的など、町長もおっしゃりましたが、これが、このこと自体が、玉城町の体質と思われても仕方がない。本来1月で、税というのは確定してくるわけですから、本来は今年の1月1日、これの内規は去年の1月1日に作成されたんですから、この27年1月1日ぐらいにもう改定されておたら良かったと、このように私は思ひますので、そういう意味では体質的な問題もあるのと違ひかなと、このように思ひます。

そこで、私たち議員はそれぞれ玉城町が良くなれと、議会に臨んでおるわけでありまして、そういう情報を素早く行政に反映させていただけないのか、このことについて、町長にもう一度お聞きをしますが、議会での議論や意見をどのように思っておられるか。なぜ直ぐに実行できなかったのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議会でのいろんな建設的なご意見、これにつきましては、十分いつも言っておりますように、行政推進の中でいかしていただくと、こういう考え方が基本的な考え方でございます。ただ、それぞれ対窓口事務、あるいはその他の法令等、十分参考にしながら、さらに混乱のないような形で、できるのか、できないのか、こういうようなことは詰めていかなければいけないわけでありますから、その内容によりまして、それぞれ対応をしていくというのが基本的な考え方でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) 言われないとできないと思われぬようにしていただきたいと思いますが、副町長の意見はどうか。

○議長(風口 尚) 副町長 小林一雄君。

○副町長(小林一雄) 先ほどの内規につきましては表題部分、メガソーラー(太陽光発電)と内規を定めております。当然、それはメガソーラーといえども、事業用太陽光発電という中を含めて表現をしておると考えておりますので、ただ、一般的に奥川議員が言われますように、メガソーラーといいますと、一般的な言い方ですと、1,000キロワット以上というのが、表現になるかと思われる方が多いので、先ほど税務住民課長が言いましたように、事業用太陽光発電と、それに名称を変更をさせていただきたいということでございます。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) そういうことで、議会としても大きな意味では、玉城町が良くなれという形で、皆さん頑張っていますので、そういったことに対して、検証をしっかりとされて、早急に対応いただくということで、役場の我々から見た体質改善をしていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の質問に入ります。一般廃棄物収集・運搬業務の今後について、この質問は昨年、行政からいただきました廃棄物収集・運搬業務の今後の計画では、当初、平成30年までし尿処理業者2社に対し、合特法に基づく年間約3,000万円、5年間で1億3,600万円の業務を委託支援するというものであります。

また、菊狭間に毎年、玉城町の分担金として、これはずっと運営費としまして、5,000万円を支出しております。菊狭間の業務は、今回、業者に3,000万円の業務を委託するということによりまして、仕事が半減するという結果になったわけでありまして。

そして、その余剰人員については、玉城町独自の業務として、町内の幹線道路のごみ収集を行いながら、菊狭間を継続するという計画であったはずであります。このことに対し、私は昨年9月に、9月議会で合特法の支援はいいとして、菊狭間の仕事が半減をすることに対して、明和町と共同でやっていますから、菊狭間の運営を明和町に迷惑がかかるから、1年先であります、去年9月から1年先の今年の9月を目処に、解散をめざすべきではないかと提案を申し上げたわけでありまして。

そして、今年になって菊狭間の管理者から、玉城町の状況も踏まえ、平成27年度内に、ようは来年の3月31日まで1年間に解散するという方向が示され、合意に至ったと聞いておりますが、それでよろしいでしょうか、町長。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) このことにつきましては、確か2月5日でございますでしょうか、全員協議会で、懇談会で報告をしたとおりでございます。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) ということで、先ほど私が申しましたように、27年、来年のちょ

うど1年先、今から、までに菊狭間を解散すると決まったわけでありませう。本来このことは玉城町の事情から起こった話であるわけでありませう。この玉城町がそういうものがないければ、まだ菊狭間は継続されていたというふうになるかと思ひませうけど、玉城町の事情から起こった話であり、本来、当町から菊狭間の解散を持ちかけるのが本筋だと、私は思ひておひませう。

ようするに、結果としまして、昨年9月2日に担当課長から合特法の経過、こういう資料をいただきました。合特法の経過の説明で菊狭間継続というお話を聞いておいたわけでありませうけれども、今お話ししたように、菊狭間を解散し、玉城町役場の業務へと、半年間で内容が変わったということになります。

そこで、これから先、1年間、解散するまで、玉城町のプロセス、経過をどのようにお考えになられておるのか、町長にお聞きします。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村元紀君) 経過でございますけども、議会からの要請の文書、早期に解散をせよということの要請文書も、3月の段階でいただいております。その後をもちまして、それ以前から明和町とは協議をさせていただいております。最初に業務をお渡しさせていただいた段階からの協議ということで、25年の段階から菊狭間組合のほうと協議をし、両町長の間で協議してきた中で、今般、本年2月の全員協議会で、菊狭間の全員協議会で。

○7番(奥川 直人) 答弁が違ひませうけども。違ひうって、私はこれから1年間、今年1年間、何するかと僕は聞いておるのです。今年1年間、どのような形で解散まで持っていくんですかと、これを聞いておるんです。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村元紀君) 一応これにつきましては、以前の全員協議会等とも解散までのプロセス、流れということでのフローチャートを示させていただいたとおりでございます。一番は平成27年度末をもって解散をするのであれば、9月議会あたりで両町が解散の議決をいただく、解散に対する議決をいただく、それまでに当然、財産分与の関係であるとか、職員の身分であるとか、その辺りについて、27年度の早い時期に協議をさせていただいて、決定していくという流れになります。

その後、9月の議会で両町の議決をいただきましたら、それを関係する団体等に提出させていただきますして、3月末をもって解散という格好になるかと思ひませう。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) 9月議会に提案をいただくということですので、それまでに整理をしていただかないかんとということで、あと6カ月しかない、こういう状況であります。それは、この待ったなしの事業です、これは、待ったなしです。9月までに半年間が山場で、重要な時期といえますが、どのようなことを検討しておるのか。

これは具体的に示されてないと、今、考えないと、もう9月の議会までって日がない。

ですから、それは具体的に僕は考えていただいております、このようにイメージをされておると思います。まず、どのような姿にされようとしておるのかと。どのような姿にされようとしておるのか、これいろいろとありますね。駐車場の問題、車の問題とか、それも当然もうイメージはできておると思います。

それと、9月までの重要な案件、これだけは押さえやないかんというものもあると思います。今後、どのような事項を検討していかなければならないかという方向づけが、もう既に定まっていると思いますので、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） まだ詳細のところというのですか、どういう方向にもっていかというのは、単独で決まることはできませんので、ここでの発言は控えさせていただきますと考えてございます。

ただ、ご理解いただきたいのは、菊狭間を解散したとしても、当然、可燃物の収集運搬業務については、町は責任を持って行う必要がございます。その部分を十分踏まえた中で、実施できる体制というのは、整えていく必要があると認識してございます。

それから、今現在ですけれども、1月の段階で明和町の協議をし、その後、先月ですけれども、担当課長同士でのいろんな解散に向けての事務継承の手続きであるとか、財産目録あたりを出した中での財産分与の方法であるとか、その辺りを今、協議をさせていただいております。

職員の身分につきましても、今後は職員の意思のほうも、意向の聞いた中で、両町のほうで考えさせていただきたいというところで、今、資料を揃えて、先般2月20日、担当課長と菊狭間の組合のほうで、打ち合わせをさせていただいたところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 町長、あと6カ月しかないんですけれども、意気込みといいますか、町長が方針を出さな、これできないと思うんです。じゃあ町長、これから当然していただきますか。そういう問題について。担当者任せなんですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、事務レベルで詰めておるということは申し上げたとおりでありますから、それで理解できませんか。それと、そういう中で、当然、玉城町、一部事務組合という組織がありますから、まだずっと、北議員さん、中西友子さん、そういう中での詰め、そういうものがあるわけです。そういうプロセスをきちっと踏みながら、それぞれ両町の、明和町、玉城町の議会でも事前協議をしてもらいながら、そういうプロセスを踏んでいかなければいかんわけです、これは。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 菊狭間の解散は、菊狭間事務組合がやるわけです。玉城町はそれに対して、その中で参画するだけです。主役は菊狭間事務組合です。でも、私が言うておるのは、玉城町がそういう体制をつくれるんかと、こう聞いておるわけで、9月まで

に、我々に提案いただいて OK だったと、こういう承認がなければ、菊狭間は解散できません。いつまで玉城町はゴタゴタしておるのやと、結果こういうことになってはまずいので、そうしたしっかりしたものを、議会に提案できる、住民に理解していただける、こういうものを9月までにつくらないかと、これを私は申しておるので、すべて町長が旗を振ってもらわないかと、このように私は思っておるんですよ、これは。

次に、その前に、私はかねがね申しておりますが、町内の廃棄物収集・運搬業務の安定業務、安定保持、これはその一部の中に、一部、安定、これから将来安定していくという一部の中に、合理化計画があるということでありまして。12月議会で担当課長は、合理化計画はできたと言われておりました。未だにできておらず、合理化計画案のままではないのかということ、私はお聞きをしたいのです。

これは9月2日に、皆さんからいただいた資料です。これちょっと読み上げますよ。現在の課題、問題点の状況、これ9月2日です。合理化計画の業者との合意について、平成25年度に予算計上し、玉城町合理化計画案と書いてありますね。を策定しましたが、現在、町内2業者との協議が整っていないが、ガイドラインにある支援の方法及び機会について、詳細な協議を行いですよ、協定書を早期に締結するように努める。これが1番の課題であったと、課題ですよ、皆さんおっしゃっています。

この合理化計画は完成したのかということ、これは締結できてないと、合理化計画案のままではないのか。これが1点です。

合意が得られていない状況で、今後こうなりますと言えるのか。収集運搬の将来の安定保持は、現時点で補償されるのか。これをお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 12月22日、全員協議会でお話させていただいた資料で言っておりますが、この件につきましては、一応、先般27年度業務を、代替業務を出す段階での業者との協議を、先般、行わさせていただきました。その中で、この契約にあります今後、出す予定の業務ということで、先般ご理解はいただいております。

それで、まだ協定書の段階、協定書等につきましては、今、作成はしてないという状況でございますけれども、合意はいただいたという認識はしてございます。また、今後の安定的な一般廃棄物処理につきましては、これは当然、玉城町の責任としてやっていかないかということでございますので、その辺は住民生活に迷惑のかからないような格好で、町のほうで進めさせていただくということでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 先ほど27年度という話は、これまた後で私が話します。27年度も合理化計画というのは、はじめて業者と、そして行政と、そして、それは何のためやと言ったら、し尿処理の今後、将来こうなっていくと。経費は最短で抑える。そういった計画が合理化計画だと、私は理解をしておるんです。

ところが、まだ2社との締結ができてない。そして小出しです。これだけで、今年これは我慢してと、将来計画に対する計画じゃないやんか、それは。たかが行政がつくって、合意が得られてないけども、ちょっとこれで抑えておいてと、誰にも理解できない。私たちが理解できませんよ、これからこうなりますと。予算計画をもらって、はじめてわかったんや、今回でもな。

ということは、我々が不安なわけです。どうなるのか、姿が見えてないから。計画ができたといっても、これを今、話をしておるわけで、この締結はいつやるんですか、それでは、町長。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 締結につきましては、近いうちに締結をさせていただくというふうに考えてございます。ただ、今般の合意につきましては、27年度だけではなく、30年度までの業務について、ご理解いただいておりますと認識しております。

ですから、9月2日にお出しさせていただいておる、玉城町の議会の資料ということで出していたと思うんですけども、合特法に係る代替業務に関する計画ということで、お出しさせていただいたと思います。これについて、30年度までの計画で、ここまでの分を出すということで、ご理解いただいたと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） だから、ご理解をいただいたはいいんだけど、締結してもらって、理解いただいたと、これを私は言っておるんです。締結されやな意味がないと。だから、締結は近いうちということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これがないと、それを私たちに見せてください。

それでは、続きまして、この問題は1年前から、私はこのように何度も言ってきたおります。重要なテーマで事業が遅れば遅れるほど、お金がかかってくる。税が無駄になる要素もあります。当初計画でも、半年間で菊狭間を解散する、継続から解散になったということもありますし、また、今回27年度の予算、これは先ほど中村課長が申された、来年度の予算ですね。27年度では2業者の支援額、これは3,155万円です。計画どおりで、これは理解をします。

以前申し上げた、しかし以前、申し上げました公共下水道が整備された公共施設のし尿処理の状況やし尿処理や浄化槽点検料は、今年、これは総額で町長、これは答えてください。本来は接続せないかんけども、接続できてないために要る費用はいくらですか。町長、これは重要な問題で、財政健全化も方針の中でうたわれていますので、是非ご理解いただいておりますと思うので、お答えください。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 公共施設の接続のことですか、それは27年度予算の中で、随時、接続していくという考え方です。

○7番（奥川 直人） だから、いくらですか、金額。財政健全化をやっておるのですか

ら、それは最大の問題ですよ、これは。いくらですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 予算的には今、把握してございません。といいますのが、試算に基づきますと、水道の使用料から試算させていただいた下水道に支払う費用、それと今の記事管理費用と比較いたしますと、今の維持管理費用のほうが安いという状況でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私は安いや高いを言うとするわけじゃないんです。はじめをつけよと、公共下水道に接続されている公共施設は、つないでいくと。こういうことは、行政みずから率先してもらわないと、それが何故とまっているんだと。それはお金が安い、高いじゃないです。それに掛かる費用はいくらかって、僕は調べたんです。

これは、今回から今年から原が接続されましたから、温泉も含めると、370万円、小学校、保育所、旧改善センター、福祉センターがかかるという費用がかかっておるわけでしょう、町長。これすべて合特法の絡みです。そういうことを認識しないと、馬力がでやんでしょう、町長この問題点を解決するために。

だから腰をあげやないかと。こういうことを私は言うておるわけです。ということで、370万円ほどかかる計画に現状なってしまったということでもあります。逆に言えば全く無駄な税金だということになります。町民の税金が、いつ、どこで、どのように使われるかが示されておらず、私たち議員でもわからない、わからないから今、聞いておるわけですけども、大いに不安だと、これが議員の我々の思いです、実態なんです。

このことに対して、町長どうにかお答え、我々一生懸命話をさせていただいて、現状も調査して、こうなるんじゃないですかと。こうじゃないですかと申すことに対して、町長ご意見いただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 何度も同じ説明を申し上げて、議会でもこういう町としての課題があり、解決していくんだという、概ね理解をされて、議決もされて、方向づけされて、奥川議員が一人がまだわからないということで、何度も質問いただくわけです。これはもうご承知のように、課題である、そして合特法もある、いろんなやっつけていかなければならない一部事務組合との共同事業もある、そういう中で玉城町として、流域下水道を進めてきた、あるいはそれぞれの業者の方にも、いろんな仕事もしていただけてきた。そういう中で経過の中で、これからどうしていくのかと。

そして、いよいよそれぞれの組合との協議が整いつつあって、その都度、議員の皆さん方にも報告を申し上げておるように、これから一つひとつ取り組みをしていくんだという、概ね皆さん了解しておって、奥川議員だけが了解できないと。

それはそれで結構ですけども、そういう考え方で、これから進めていきます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) ありがとうございます。お褒めの言葉をいただきまして、励ましの言葉をいただきまして、ここは町民を代表する議員として、理解をいただきたいと、このように思います。今、計画より無駄なものがいくらあるのかと。そして、これから半年先、解散するまでの議会に提案する、解散に向けての方向づけが、もうできているのかと。こういうことは、今、詳細ができてないということなので、それでは駄目じゃないですかと、いつからやるんですか。どうということを知っておるわけです。何も答えが返ってこない。

ということは、ものすごく不安なわけです、私たちは。本当に大丈夫、できるのということを、この行政の体質なり、いろいろ見ながら、念を押して、今日聞かさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、ほかにお考えとしてお聞きしますが、今後、公共下水道未接続世帯、現状今あるわけですね。地域的にできないとか、また、いろんなことがあって、できないということがあるわけで、現状あるわけです。し尿処理汲み取りや浄化槽の維持管理の料金、これは今後業者が決めて、値上げということはないのかどうか。これは一般行政の計画から外れた地域、これについて値上げをせないかんということに対する事はないのでしょうかと、確認をさせていただきます。

○議長(風口 尚) これ質問事項から外れていませんか。

よろしいか、答弁できますか。

副町長 小林一雄君。

○副町長(小林 一雄) 公共下水道の地域から外れた地域というのは、当然、合併浄化槽での使用という形に残るわけですが、それに伴います合併浄化槽の清掃なり、それに伴う汲み取りという料金についての改定というのは考えておりません。現状どおりということでございます。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) 本来はこれも合理化計画プラス一般廃棄物処理の今後の安定化ということの中の、一つの大きなテーマであります。取り残されたところが値上げされたら困るということなので、心配をして、そういう確認をさせていただきました。そのほかに、今後、この半年間で何をやらないかかと、これは私が考えました。役場として、新しい組織ができるわけですから、今回。そういう収集業務という組織ができる。この時の体制づくり、そして、人、先ほど菊狭間の職員と玉城町の職員が融合しながら、生活環境、ごみ収集というものを、どう守っていくのかと。

それで、役場にその基地を置くのか、どうするのか。それで、設備はどのような設備がいるんだと。洗浄器もいるだろうし、いろんなことがあります。それで運営ルール、これも決めやないかん。役場、業者、この役割分担も決めやないかん。そして、例えば事故が起こったという時の非常時の対処方法、これはどうするんだと。こういうことなどなど、これを半年間で、行政の皆さんが力を合わせて、短期間で多くを進めてもらわな

いかんということになるので、私はあえて、こういう質問をさせていただいております。

これこそ町長が旗を振ってやっていたかいかんと思っていますので、政治生命と  
いいますか、町長の立場、これが非常に問われるということになりますので、過言では  
ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと、このような検討を早急に進めていただ  
いて、9月の議会に提出をいただきたいと、このように思っております。

町長よろしいですか、そういう課題があると私は認識しておるので、町長の最後の言  
葉を聞きたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 仕事をしていく限りは、それは当たり前の話です。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。十分わ  
かっていますから。

それでは、次に、平成26年度、次の質問にいきます。平成26年度の行政運営の成果  
と課題について、これをお聞きしたいと思います。本年度は、町長が3期目を迎えられ  
ました。平成26年は、初年度であり終盤を迎えた今でございますけれども、そこで今年  
度の成果と課題について、お聞きをします。

平成26年度の行政運営の中で、全体を通じて、・・・なく具体的な取り組み、テーマと、  
その成果または課題を把握されておると思われますので、その問題点または成果、これ  
についてお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 大きな話の成果、問題点とか、よく言われる話です。ありがたい  
ことに、行政だけではなくて、町の皆さんが大変活躍をしていただいたり、本当に先ほ  
どの意見、ご質問、前段の議員のご質問にも答えたように、ボランティアの皆さん、町  
の皆さんが自分たちの町を良くしていこうという、そういう熱心な取り組みがあるとい  
うことで、玉城町が大変注目の町になって、そして、三重県でも昨年の5月には、三重  
県で一番人口減少がない町だと。三重県で一番人口減少が少ない町だという評価もいた  
だいたり、報道もあったり、そして、小中学生の活躍があったり、農地・水の活躍があ  
ったり、あるいは企業の拡張があったり、あるいは視察がたくさん、国の総務庁はじめ  
知事、関係者も来庁されたり、そして、ふるさと寄附が三重県トップの寄附があたり、  
まさにこれは行政だけではなくて、玉城町全体の評価ではないかと、こんなふうに思っ  
ています。

そういったことの、やはり町全体として、町の皆さん方と力を合わせて、発展をして  
いくということが、これからも一番大事なことだと思っています。68の自治区を昨年、  
回りまして、ほとんど回りまして、自治区の役員さんとも意見交換をしまりました  
から、まだまだたくさんのご要望に答えられておらない、応えてない点もございますの  
で、そういったことは、これからの課題であると思っています。

ほかにもいろんな、またいろんな施策も完全ではありませんし、また、このことはそれぞれいろんな決算でのご意見を聞かせていただく。あるいは資料提供をする。そういう機会もありますから、また、その都度、報告をさせていただきたいと思います。現在の考え方は以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） いろいろ良いこともあります。住民の皆さん、非常に玉城町のために活躍してもらっています。それは十分敬意を表すところではあります。あと私が言いたいのは、やっぱり行政がどういった方針を出し、どういった住民の声を聞き、どういったアクションを起こすかということが大事なことで、やはりその中にはやっぱり住民におんぶに抱っこじゃなくて、行政がやるべきことは、きっちりやっていくということが必要であります。

特に今日、東日本大震災から丸4年が経ちました。その時に重要なのは防災だということで、行政の皆さんも視察に行かれた。そして、ボランティアに行かれた。こういうこともあります。そして、もう1点は農業立町という形で、何度も町長はおっしゃっておりますが、農業政策または産業振興政策、これが十分進んでいるのかと。

それと、平成20年からスタートした地域担当制という制度もあります。これは他の市町もやっておられますけども、6年経つわけでありまして。また、もう1点は以前から課題提供しています滞納の問題、これも4年間、言い続けてきておるわけでありまして。個々の進捗について認識をお聞かせ願いたいと思います。個々の進捗についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 個々の進捗という形で漠然としたご質問では、何をどう答えたらいいのか、さっぱりわかりません。そういうのは、やっぱりきちっと質問してもらわんと。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 例えば私が聞いたのは、これができているんだ、これはできてない。ポイントが僕はあったと思うので、述べていただければ、ありがたかったと思います。それでは、じゃあ防災は、今日は防災の日なので、防災の取り組みについて、お聞きをしたいと思います。

このことは、議会としても総務産業常任委員会としましても、取り上げてきたテーマであり、去年、町長に要望書を提出させていただきました。どこの近隣市町でも、防災部署をまず設けている。ですから、玉城町として専従職員を配置して欲しいということで、円滑に進むのではないかと、このようにお願いをしておりますが、このことについて町長は今現在、専門組織はないということですので、どうお考えかお聞きをします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） この防災専従職員のことを、この前も確か懇談会か何かで、そう

いう意見がありまして、お答えしたはずですけどね。玉城町は少数精鋭で、玉城町の身の丈で、財政も考えて、職員数も考えて、そういう専従職員を置く考えはありません。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私は、今日は町民の皆さんとともに話をさせていただいておるので、専門組織は置く、置かないとんいうことですので、それではこの防災というものを、前もこれご質問したと思いますが、総務課長の管轄に入ると、このように思いますが、そういった対応をとれるのかと、期待に添えることはできるのか、これは担当部署でお答えいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課（林 裕紀） 防災は、今、総務課のほうで担当しておりますけども、前も町長が言われたとおり、限られた職員の中で、しっかりやっていきたいと思っております。ただいま防災計画を、27年度中に策定というところで、新たにつくっておりますけども、やはり大事なものは、この間も防災部長さまに来ていただいて、講演をしていただいたんですけども、自助・共助・公助と言いますけども、自助・近助・共助というところで一回締めて、公助の果たす役割は何かということ、我々総務課の職員としては考えていかないかと思っておりますので、まずは大事なものは、自分の命は自分で守る。これは耐震とそれから転倒防止、これに限ると思っております。

それから、公助はその後どうするか。玉城町は津波が来ない町として、防災計画の中でもたくさんの方が帰宅難民が起こる、また、近隣からたくさんの方が逃げてみえるんじゃないかというところで、住民一人ひとりの勿論安全を守るのは、当たり前のことですが、他の市町村からみえた方についても、守っていかないかんことも考えながら、公助の果たす役割をしっかりこのセクションで考えていきたいと、こんなことを思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） よく言われますように、自助・公助・共助、こういうことです。行政は、事が起こって行政が動く。これは当然、住民を守るという意味で大事です。しかし、今、言われているのは、地域で守っていくということ、いま、東日本大震災から日本は学んだ。それは阪神・淡路大震災もありましたけれども、そういった住民の意識、地域の意識、そういった組織をつくるということが、非常に大事だと。事が起こってでは駄目なんで、それまでに今、自主防災組織をつくりましょうと。このようにおっしゃっておるわけですから、昨年も総務産業常任委員会協議会では、まだ68集落の中で、3分の1にも満たないとんいうことに、そういう組織ができているのは。

結局、行政はそういったことを、いかに自治区の防災体制をつくるかということが、本来の旗振り役だと、このように思っておるわけでありまして。今、実態と、自主防災組織ができている実態と、今後進めるために、今、担当者はいないと。今、担当者がいな

いということでもありますので、その辺の考え方がもしあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員の質問を聞いて、しますと、何か仕事しておらん、何もしておらんという感覚での質問が非常にあって、それは困るので、専従、専門の職員というか、限られた人数ですから、1人の人が防災も担当もやり、財政もやり消防なりと、そういうことですよ。1人が2役も3役もやっておると、そういうことなんですよ。もう一つは現状どうかということは、もうちょっと十分議員の年数も長くなってきたんやで、理解をしておいてもらわないといけませんけれども、今年で4回目になりますけれども、自治区の区長さんをお願いして、人と未来防災センター、神戸へ行く。あるいは静岡へ行く、北淡町へ行くという活動もさせていただきながら、そして、自治区の共助の取り組みの組織が生れてきておるわけです。自治区で独自で、そういうところへ行こうという動きもあるわけです。

防災ボランティアの皆さんも生れておるわけですから、そういうことの働きかけを、やっぱり町としても精一杯させていただきながら、そして、意識が、これは玉城町だけではないんですけども、なかなか時間が、今年、今日が丸4年になりますけれども、段々、段々年がたつにしたがって、記憶から遠ざかっていくという形の中で、今年に入りましてからでも、やはり何とかして、地震の備えをしてほしいということで、通り一遍のビラの配り、説明ではいかんので、単費でシルバーの方をお願いして、4、5日前から、4人で町内を回っておるんです。防災、いわゆる耐震を受けてくださいと、そういう動きをしておるわけですから、そういう実際の町として、そこまでやっておるといって、まだまだもっと工夫も要ると思っておりますけれども、そういうことの現実をやっぱり理解しておいてください。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 理解はさせてもらっておるんですけど、やっぱり時間がかかってもいかん問題です、これは。やっぱり事があったときに、熱が熱いうちに、そういった施策を講じていく。町長はよその市町ことは知らんと、よく言われるんです。いろんな事例を上げると、玉城町は玉城町だと。確かにそれであって当然ですけども、それが良いところは、やっぱりほかに学ぶというところも大事だし、そして、どういう担当者がどんな仕事をどこまでやっているんだと、こういったこともしっかり見ていただいて、活かせる部分をドンドン取り入れて、やっぱりNo.1のまちづくりと、昔、町長がおっしゃっておられましたように、近隣の町から見ても、やっぱり言葉だけじゃない、見た目だけじゃない、そういった地域づくりができるように、していただきたいと。そうすると、我々自身ももっともっと胸もはれるということなので、具体的に進めていただきたいと思います。

あと続きまして、滞納問題というのも、これ過去から私、お話をさせていただいてい

ます。4年間で滞納、滞納という形で、私も申してきました。去年は、昨年度は決算で、保育料については、一定の成果が得られた、あげられたと、このように評価をさせていただいておりますし、このことは昨年、決算でも申し上げましたけれども、12月の議会でもこれちょっとお話をさせていただきました。滞納整理機構のフローチャートを全部署に統一すると。

これは、あの時はあまり時間がなかったので、もう一度質問するわけでありませけれども、このチャートというのは、私も飽きるほど、今まで何度も何度も決算のときに、お聞きをしてきました。今日、今回も昨年の12月の議会でも、もう少し進歩するかと、このように思いましたけれども、またフローチャートを徹底するということでもあります。

27年度へ向けて、副町長が多分、リーダーシップ、旗振りをしてもらわないかんと。このように思うので、その決意があれば、ちょっとこの件についてお聞きしたいと思えます。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 先ほど議員もおっしゃられましたように、12月の一般質問の中でもご質問ございまして、私のほうで回答させていただいております。また、27年度につきましても、滞納整理機構、常に招集をかけまして、それぞれ情報を共有をいたしまして、滞納整理にあたっていきたくて考えております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） もう26年度も一生懸命やってきてもらったけども、もう終わってしまうと、多分大きく、私は変わった。12月に質問して、いやまだこれから組織で、フローチャートうんぬんという話ですので、この26年度の決算については、あまり効果が見られないのかなと思えますけれども、最終締めが6月ぐらいになりますので、そこまで頑張っていたきたいと思えます。

それと、今回、副町長がリーダーとなって、新副町長がリーダーとなって、この滞納整理機構を運営していただくということになっておるわけでありませますから、小林副町長らしい進め方、これを期待して、そしてできれば計画が、予算計画が計画だと、このようにいつもおっしゃるわけでありませけれども、やっぱり独自の内部のこういったことをやりたいんだという高い目標を持っていただいて、それに邁進して、組織、総合力を出していただいて、予算の決算書、予算書以外でも結構ですので、これが職員のやる気といいますか、いう部分を育てる意味では、そういった目標もあってもいいんじゃないかと。独自目標もあってもいいんじゃないかと、このように思えますので、頑張っていたきたいと、このように思えます。

それでは、これで一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川直人君の質問は終わりました。

一般質問の途中であります、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時45分 休憩）

(午前 10 時 58 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 中瀬信之君の質問を許します。

5番 中瀬信之君。

#### 《5番 中瀬 信之 議員》

○5番(中瀬 信之) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。今回は、3点の質問をさせていただきます。まず1点目は、戦後70年の節目の年について。2点目は、高齢者と子どもの世代間交流について。3点目は、的峰山公園の整備計画についての3点であります。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、1点目の戦後70年の節目ということについて、お伺いをいたします。

大きな節目の時に、当時をふり返ることは、忘れかけたことを、記憶をよみがえらせる重要なことであると考えております。先ほど、町長も言われておりましたが、この3月11日という今日は忘れてはならない、東日本大震災が発生した日であります。4年が経過し、大勢の意識の中から少しずつではありますが、その時の映像というものが、薄れていくような気がしております。

これは決して忘れてはならないと思っておりますが、人間としてそういう状況になるのではないかと思います。今年は、昭和30年4月に合併による、玉城町が誕生して、60年を迎える記念すべき節目の年であります。玉城町として記念行事をはじめ、多くの催しものが開催予定となっておりますが、玉城町の誕生を祝い、大いに盛り上がることはすばらしいことと考えています。

歴史ある玉城町が将来に向け、希望が持てる町をめざし、町民がみんなで祝える企画を考えていただきたいと思っております。さて、今年には日本国にとって、また、私たちにとっても重要な戦後70年と言われる節目の年であります。1945年8月原爆が広島に続き長崎に投下をされ、8月15日に私たちにとって忘れることのできない終戦を迎えたものであります。

第2次世界大戦といわれるこの大戦は、全世界で最大で8,000万人を超えるとされるような民間人も含めた、多くの方が犠牲になっております。我が国、日本国においても300万人を超える多くの命が失われました。この玉城町においても、455人もの尊い命がなくなりました。戦死者を出した家族を含め、多くの国民が耐えがたい苦難の道を強いられたのであります。

しかし我が国、日本国はこの大戦の苦境や苦難にも太刀打ちし、経済発展はもとより、今この平和な日本を築き上げたのであります。私たちはきっちりと戦争をしないという意識をもって、将来にわたりこの平和な日本をつくり続けていかなければなりません。そのためには、この節目の年である今年に、今一度、戦争や平和について、みんなが考

える意識を持つことが重要であると考えております。

玉城町として、平成27年度に、戦後27年の催し物を、どのようなことを考えてみえるのか。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から戦後70年を迎えるこの節目の年に、町としての催しをどのように計画していくのかというご質問をいただきました。ご承知のように、毎年町主催で慰霊祭を挙行させていただいております。今、ご発言の中にもございましたように、455人の玉城町では尊い命が失われたという大戦で、この忌まわしい戦争体験を風化させることなく、次の世代に語り継いでいくことが、今こうして生きておられる私たちの努めであると認識をしておるわけでございますし、また、7年前、平成20年11月に、250ページあまりに及ぶ、「私たちの戦争体験」を著書を発刊していただいたわけでございます。

その書籍は、先の大戦で、心やあるいは体に傷を負われた101名の方々の戦争体験を記述されておられる。そして、語り継ぐ貴重なお話が載せられておる内容となっております。この書籍の活用もしていただいておりますけれども、さらに今後もそうした活用を通して、平和の尊さを伝えていく、考えていくことが大変重要だと思っています。

例年の町主催の戦没者追悼式だけではなくて、遺族会の皆さん方ともいろいろなお話をさせていただきながら、どういう取り組みがこの節目の年にできるかということも、意見交換をしてみたいと思っています。

いろいろな現段階での遺族会としても、お考えをお持ちのようでございますけれども、そうした話し合いも進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が言われましたように、戦後、戦争ということは、忘れてはならないことであると思います。

例年、慰霊祭を含め、いろいろなことが催しをされておりますが、70年という大きな節目、この節目というのは、やはり日本人にとって、一つの大きな考えの基だと思っておりますので、例年にはなく、今、遺族会等も含めて考えたいということをおっしゃるので、平成27年度は、まだ始まっておりませんので、今後、平成27年度については、いろいろと検討していただきたいと思っております。

今、町長が言われました体験談の発刊ということで、私は今こういう本を持ってきております。遺族会がつくられた「私たちの戦争体験談」、これ今、町長が言われたやつですね。このことについて、少しだけ中身で紹介しておきたいことがあります。

これ冒頭に町長という名前で書かれておることがあります。「戦中・戦後の苦難な時代を経験された方、そのものの数を減らしつつある今日、あの忌まわしい戦争体験さえ

も平和の影に風化されようとしており、過去の歴史を探る道はますます遠のいています。」と冒頭に町長が言われております。

そのとおりだと思います。私たちはこの議会の中にも、ほとんど戦後生れで、私も経験をしておりません。戦争体験ということは、実際に体験した人でないと、なかなかわからないというところがあるかと思いますが。そういう中で、この文の終わりに出ておることも少しだけ紹介したいなと思います。

「悲しいかな、戦争は未だになくならず、世界のそこかしこで起こっている。つまり戦争は過去の遺物ではなく、現在も続いている。だから、私たちは平和を願い祈り、二度と戦争の起こさないように、辛い体験を旨として、語り伝えていかなければならないと。」と言われております。

それともう1点、「300万人以上の方が戦争の犠牲になり、命と郷土を失い、何の戦争であったのでしょうか。先人たちの尊い命の代償が今の日本の繁栄につながっていると思います。相手を思いやる心、譲り合う心、これが世界から戦争をなくすことだと、大人も認識し子どもに教えていかなければならないと思います。愚かな戦争を二度と起こさないために。」ということです。

こういうことがたくさん書かれております、この本。これからも活用していただきたいと思います。

今、この中で読んだことも含めまして、2つ目の質問ということにさせていただきます。今、世界各地で起こっている紛争やテロなどにより、多くの方が苦難の日々を強いられております。戦後70年間、我が日本人は戦争の体験をせずに暮らすことができている。また、戦争を知らずに生涯を終えることができる環境にあると思います。今の子どもたちにも将来にわたり、戦争を体験することなく、生涯を終えることのできる日本を継続するために、世界の恒久平和を願い、平和教育を進めることは重要なことであると考えています。

戦中戦後の苦難の時代を過ごされた方々の体験談など、生の声を聞くことや、戦争や平和に関する多くの取り組みを、学生たちとともに語り合うことは重要なことと考えています。戦争体験者の皆さんが年々減少しているという現状を踏まえ、町長並びに教育長に、これからの日本を支える子どもたちに、どのように伝えていくんだということをお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 戦後直ぐに平和教育は、平和の尊さと語り継ぐ趣旨で、学校教育の中へ取り入れられました。特に8月6日、9日、15日等は、原爆の日ということ、終戦の日ということで、多くのその日に子どもたちへも、平和教育かなされたわけですが、最近、議員が言われますように、戦争体験を持ってみえる方々が非常に少なくなってきたということがありまして、玉城町の先ほどこの本を出していただきました遺族会の方々が、各学校のほうへも行っていただいて、我々はやっぱり戦争体験をしと

るので、できるだけ子どもたちにといいことで、今までスライドとか、それから、いわゆるメディアを使ったことが多かったんですけども、最近この数年は、遺族会の方々が各学校へ来ていただいて、子どもたちに平和教育をやっていただいているところがあります。

それで、この本の中に、今、中瀬議員さんからの話がありましたように、この本というのは、非常に地区別に分かれているということ。それから、身近な方々が語ってみえるということで、子どもたちにとっては非常に臨場感のある本だというふうに思っております。そういう点では、この本はやはり各学校にも置いてありますし、読んでいただいたりして、それで、その書いてもらった方々が、今でも各全学校へ回っていただいて、平和教育をやっていただいているところですので、今後もそういった活動を続けていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 町長、答弁は。町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、中瀬議員、教育長からも答弁ございましたように、戦争の知らない世代が約80%と、こういうお話も賜っております。したがって、世代間の歴史認識の差が激しいという状況に、現在あるわけでございます、繰り返しですけれども、そうした世代をつなぐ企画がいると考えております。

ちょうど20年前になります。平成7年、議会でも議決をいただいたと思っておりますが、非核、平和宣言の町宣言をしておる、わが町でございます。平成7年8月15日でございます。そして、恒久平和を発信していこうという、そういう町の方針が打ち出されておるわが町でもあります。

大変、遺族会も、語り継ごう戦争体験の書籍の発刊から、熱心に取り組んでいただいております。学校への子どもたちに直接話をさせていただく機会を設けてもらったり、昨年は特攻基地の知覧から出撃した、そして実際に特攻兵を見送った食堂のトメさんというお母さん、実際のお話、蛍の母という、そういう演目の桂たき丸さんの落語もあったわけでありませう。

ただ単に特攻兵を称賛するというだけではなしに、悲しい出来事があったことを、直接伝えていこうという、そういうことも熱心に遺族会の皆さん方が、考えて取り組んでいただいているということ、本当に敬意を表するわけでございます。前段、申し上げましたように、こうした記念の年に伝えていくような、さらに何か一緒になって検討してまいりたいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長も教育長も言われましたように、特にこういう節目の大きなときには、例年にないようなことをしながら盛り上げていくというんですか、過去を振り返ることが、特に忘れ去られることを、思い出す大きな要因になるのではないかと思います。

全国的にはいろいろな催しがされておって、例えば被爆の木を植樹したり、そういう

ことによって、校庭で常に思いを馳せるということができたり、原爆の被災者の直接話を聞いたり、広島、長崎に派遣をしたり、いろんなことができると思いますので、そういうことも含めて、今年は例年になく手厚い対応ということを、お願いしたいと思います。

それから、今、町長が言われておりました、非核宣言自治体の話がありましたら、もう一つ玉城町は参加をされておることがあると思うんですね。平和首長会議の加盟についてということで、これは広島及び長崎市の原爆による悲劇が二度と繰り返さないことを信念のもとに、都市の連携を通じて核兵器のない平和な都市を実現する目的でつくったと。こういうことにも玉城町は、昨年、加盟をされておるわけですね。

町長そういう意識を持ってされておると思いますので、今後いろいろ期待をしたいと思います。ある方が言われておったことですが、戦後 70 年という長い年月は、その時のことを忘れさせてしまう。節目・節目に過去を振り返り向かなければ、忘れ去られていく。なんとしても将来に伝えていかなければならない。だからこそ、この節目の 70 年に子どもたちに戦争、平和について考えることを提供することは、将来の日本にとって、大きな財産になり、いい税金の使い道になると思いますので、是非とも 27 年度は重点的にこういう施策もしていただきたいと思います。

このことについては、以上で終わりたいと思います。

続きまして、2点目の高齢者の子どもの世代間交流ということについて、お伺いをします。高齢者と子どもたちと何か、固いところがあるかもしれませんので、途中の節々におじいちゃん、おばあちゃんとか、そういう言い方で表現することがあろうかと思えますので、お許しを願いたいと思います。

私たちの回りの家族を眺めてみますと、昔ながらの大家族といわれる、漫画でいえばサザエさんのような家族で、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしている子どもたちは、何か少なくなってきたような気がいたします。日本の社会では高齢者世帯、核家族化が進み、それぞれの世代で抱える問題も、多様化しているというのが現状であります。

おじいちゃん、おばあちゃんと子どものふれあいが減っているというのは、まだいいほうで、実際には子どもが大きくなるまで、日常生活において、おじいちゃん、おばあちゃんと話をしたり、いろいろな交流を持つことが、家庭のなかでは減ってきているというのが現状ではないでしょうか。

高齢者の社会参加やいきがづくり、子どもたちに思いやりや敬老の心を養うための教育であったり、高齢者の方々から子どもたちに日本の文化や伝統を伝える、そのようなことをおじいちゃん、おばあちゃんと子どもの交流が、将来の日本にとって計り知れない重要なことになると考えています。

町長は、高齢者と子どもたちの交流が、まずは有意義なことと考えてみえるのかということをお伺いするとともに、現状の玉城町で高齢者、おじいちゃん、おばあちゃんと

子どもたちの交流がどのように行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 高齢者の方でも、もちろん元気で活躍なさっておられる方もあって、いろんな機会に外へ出ていただいて、交流をしていただいております。しかし、どうしても体力的に外へ出る機会が少なくなっていくということも、現実あるわけですが、そんな中でやはり高齢者の皆さん方が、できるだけ地域の中で活躍をしていただけるような機会も、これも重要な施策だと思っています。いろんな取り組みもご承知のように、させていただいておりますけれども、今までのご自身の人生の中で、身につけられたそれぞれの地域の伝統文化や、あるいはまたいろんな習慣もあるわけがあります。

そして、高齢者の方のやっぱり知恵を、次の世代に伝えていく傳承していくということは、大変重要だと思っています。また、子どもたちにとっては、やはり大人の皆さん、あるいは高齢者の皆さん方との交流が、なかなか少なくなっているという、核家族化からのそういう現状があるわけがあります。

そんな中でやはり子どもたちが、将来、人間として成長していく上での一番重要な社会性を育む機会というのが、失われている状況にあると思っています。そういった点で、議員からのお話のそういった交流は大変大切なことだと認識をしております。それぞれの施設での活動もあるわけがあります。具体的には担当課長から答弁をいたさせます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 具体的に保育園の交流状況等をご報告させていただきます。各4園でございますけれども、地域の老人保健施設等に、年に1回から2回、訪問または保育所へ来ていただいて、交流を行っております。さくらのさと、ケアハイツ、弘樹苑、宮の里、あたり等でございます。

あとは町の福祉会館のしております、ピンの会との交流会ということで、一人暮らしの高齢者を対象とした、ピンの会の方と田丸保育所が、毎年2月ごろに交流会をさせていただいております。

あと各園の行事につきましては、1月の餅つきの行事、あと10月の運動会の時、それからあと祖父母参観というのも設けておまして、その時に交流もさせていただいております。あとまた敬老の日に合わせて、遠方の祖父母の方もみえるかと思しますので、絵はがきを送るような、絵やはがき等を送る行事もさせていただいております。

あとまた伝統文化の継承ということの中の一環といたしまして、コマ回し、獅子舞、しめ縄づくり等の各園1回から2回程度させていただいております。

また虹の会の配食サービスの表紙づくりにつきましては、各4園が交代で毎月、表紙づくりをさせていただいております。またあとほかには、神社であるとか、農園等に出向い

ての地域の高齢者の方との交流もさせていただいておるという状況でございます。

あとまた保育所周辺の整備なり清掃とか、そのあたりのボランティアを地域の高齢者の方が担っていただいておりますという状況でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、課長が言われましたように、各園で子どもたちと、おじいちゃん、おばあちゃんとの交流が、非常に多く行われておるという現状が、まずあると思うんですよね。そういう中で、どういう効果があるかという、親ではなかなか忙しくて、子どもと接することができないというのは、皆さんご存じだと思いますが、おじいちゃん、おばあちゃんが子どもたちに、いろんなことを教えてあげる。例えば靴の脱ぎ方であったり、箸の持ち方であったり、そういうことも小さい小さいことが、子どもたちのしつけになっていく、大きな力になると思います。

また、高齢者の方は、おじいちゃん、おばあちゃんというんですか、そういう教えてやることによって、自分が元気になる。今まで家で、朝起きたらテレビをずっと見ておったけど、今日は子どもと遊ぶ日なんで、朝からそわそわして元気になっておるということも、多くあると思うんですよね。

ですから、そういうつながりというものを、再度考えて、今以上にもっともつつながりを持っていくと、例えば高齢者の最終的には、町長がよく言われますように、医療費が減るとか、大きなところへ持っていけると違うかなと思います。

私はおじいちゃん、おばあちゃんが子どもたちと、特に保育園児と積極的な交流を、もっとした方がいいと思うんですが、そのためには、どういうことを考えなければならぬのかなということ、町長にお伺いしたいんですが、考えてみえることがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはりいろんな町として、非常にコンパクトで、まとまりがある。

そして、各4保育所、4小学校がある。そういったところの中で、当面は統廃合も心配ない、新しい人が、若い人が定住していってくれるという中で、そういう4地区ごとの何かもう少し交流を盛んにできるような、そんな機会もいるなと思っていて、各学校やあるいは学校の代表、校長先生や保育所の所長や、自治区の区長さんやお年寄りの代表の方や、そういう地区ごとにお集まりをいただいて、やはり地域の一体感を、もう一度大事にしていくような、そしてみんなで今の時代に、いろんな事件があつて、心配なことが起こっておりますなかで、多くの人目で見守っていく、子どもたちを見守っていくような、そういう取り組みがいるなど、こんなふうに思っています。

教育長からも補足をしてもらいたいと思っておりますが、そうした現在のいろんなボランティアでの活動もございまして、そういった中での今の状況を、報告いたさせますけれども、やはり町としての非常にいい部分を、もう一度町制 60 年の節目、あるいはこれから更に玉城町の住みよさをつくっていく、そしてそのことが、議員が申

されておるような世代間交流、あるいは生きがいつくりになる。あるいは、そんなことでお元気になられて、医療費も削減すると。こういう相乗効果が生れるといいなと思っています。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 保育所のお話だけであつたわけですけども、各小学校でも毎日子ども安全パトロール員さんが、長々と子どもたちをずっと学校までついていってくれる。そのなかで子どもたちとのふれあいが、非常に芽生えているということがあります。それでお年寄りさんに感謝する気持ちも、そういうところから出てきているのかなと思っておりますし、逆に子どもたちの発想の中で、私たちの文化祭や運動会に来ていただきたいということで、子どもたちから招待状を出したりという状況もあります。

そういった点では、子どもたちとのふれあいが一つ大きな効果を出していつてもらっているかなと思っています。そのほかに、お年寄りの会、先ほどありましたけれども、小学校でも社会福祉協議会の主催で、地域のお年寄りと児童たちが、学校で食事をしたり、ゲームをしたり、お菓子を食べたり、物を作ったりという楽笑会というのを、毎年やっていただいておって、地域の方々のお年寄りさんも来ていただいて、参加してもらいながら、楽しい時間を送っているだけやなしに、今、町長から話があつたことは、地域の一体感というお話が、町長からされたと思うんですけども、今、学校では話のあつたように、統廃合がありません。

そのために、やっぱり旧村、いわゆる昔の外城田村、田丸町、有田村、下外城田村という4つの地域の、やっぱり一体感がまだ残っておるんですね、そのために学校のために、何かしてあげようかというお年寄り、今、若い世代のほうよりも、やっぱり一つの仕事を終えられた、自由な時間を持ってみえる方々が、学校ために一肌ぬいてあげようと方々がたくさんあると思うんです。そういった場をやっぱり大事にしながら、交流をしていく必要があるのかなと思っています。

いつも私も文化祭、体育祭も行かせてもらうと、お母さん、お父さんだけやなしに、家族みんなに来てみえるんですね。これは他の、玉城町以外にはあまり見られません。お年寄りの方々も家族みんなが来ているというところに、玉城町の良さが伺えるのかなと思います。

議員さん言われるように、そういったものを大事にしながら、今後、学校教育でも、地域の一体感を、つながりをつけながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 保育所とか小学校、特に低学年については、そういう触れ合いをすることによって、大きく育つというふうに思うんです。特に小学校ぐらいになると、例えば障害者の方を見ても、すぐ手を出して引いてあげるとか、そういうこともできるような子ができると違うかなと思います。

それから、交流というとあれですが、触れ合い方には自然な形でのふれあい方が、非

常に望ましいと言われております。いろんなイベントだけで接するんじゃなくて、例えば今言われましたように、食事をしたり、おやつを食べたり、遊んだり、話をしたり、一緒に寝ころんだり、テレビを見たり、そういう他愛もないことが、本当の接するという事で、なかなか親が教えられないことが、おじいちゃん、おばあちゃんには力があると思うんですね。

子どもたちにとっては、あかんことは、あかんと言えるし。そういう面では、こういう教育をすることが、非常に望ましいと思っております。高齢者というんですか、子どもたちとふれあうことで、じいちゃん、ばあちゃんが元気になって、子どもたちがより一層思いやりの心や、歴史や文化を教わることによって、町にとっては大きな財産になる。すなわち交流が盛んになれば、玉城町の税金が一番うまく使われるという状況になるのではないかと思います。将来的なことを考えれば、小さいときから考え方というものを、きっちり教えてあげることが、将来につながると思っていますので、どうぞ積極的にふれあいの場をつくってあげていただきたい。学校のほうもお願いしたいと思っております。

2点目については、以上に終わりたいと思っております。

続きまして、最後の質問になりますが、3点目の的山公園の整備計画ということで、お伺いをいたします。玉城町には城山城址公園を含め、多くの公園がありますが、その公園には、その地にあった考えの下、公園の運営管理がされております。今回は的山公園ということでお伺いをいたしたいと思っております。

まず的山公園の目的や魅力ということを、どのように考えてみえるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西豊君。

○建設課長（中西 豊） 的山公園ですけれども、こちらまず平成6年度の産業再配置促進環境整備事業、これは経済産業省の事業によって建設したものであります。平成7年3月10日に竣工いたしまして、都市公園法第2条の2に基づいて、平成7年4月1日に都市公園として、供用を開始しており、現在は建設課の所管になっております。

こちらの設立目的、当初ですけれども、平成元年の美和ロック玉城工場の誘致に伴って、増加した労働者の有効な余暇時間の過ごし方として、地域住民とのふれあい、健康増進等を目的として設置したものであり、現在は延長892mの遊歩道における頂上までのウォーキング、それから標高266.8mの公園広場における眺望景観を楽しめる公園となっております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 目的は健康管理や、一番頂上に立ったときの見晴らしというんですか、そういうことが大きな魅力であるということが言えると思っております。今も多くの方が、公園に登られておると思っております。今後も町が運営していくためには、ドンドン利用を増やすということも、大事なことであります。どういう格好で集客というんですか、増やしていく考えを持っているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西豊君。

○建設課長（中西 豊） 今の以上の方に来ていただく手法としましては、的山公園から国東寺への遊歩道、林道等を利用しながら、産業振興課と連携を取りながら、より一層の活用を見込みたいと考えております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） せっかくある施設ですので、ドンドン利用促進をするのがいいかなと思います。町長は登られましたか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 登るというよりも、この環境整備事業の担当でした。全然、何もないところから、山神の皆さんに協力をしていただいて、そして、あの道を付けていただいたんです。途中に、神宮の摂社か末社か、どっちやったんかいな、加茂神社がございす鍾乳洞があるところも、ずっと誘導できるような道も付けまして、本当にいまボランティアの皆さん方で、あじさいを植えていただいて、北議員も一生懸命、活躍いただいておりますけれども、年に2、3回、掃除していただいております。本当にありがたいことです。

毎日登ってみえる方もありまし、そして、あそこから富士山が見えるときがございまして、非常に人気の公園という形になっていますし、県の幹部の方も大変気に入って登られた時には、何がもう一ついいかという、やはりあの的山から北側をのぞんでいただくと、玉城の町の様子がずっと眺められて、非常にいい景色で、気持ちが落ち着くやんというお話も聞かせていただいております。

ただ今もう少し、だいぶ私もチェーンソーを持って、当時、伐採をしてきましたけれども、ちょっと伸びてますもんですから、また、もう少し見晴らしのいいように、区の所有でありますから、区の方がご了解いただきながら、もうちょっと整備させてもらいたいなと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が言われましたように、町長が担当されて、一生懸命つくった。本来の大きな魅力は、あの展望台に登って、眺めて、今いうように富士山までのぞめる日が、年に何回かあるらしいです。非常に私もここ数回、登らせていただきましたが、町長が最近登っておるかどうか、お聞きしますが、何故今回こういう話をするかという、実際いま言われましたように、非常に展望が悪くなっているんですね。一番上に登って、今言うたように田丸城下を見渡すと、田丸城址は見えないんですね、実際は。

そうなってくると、この公園の大きな目的は何かということになってくると思うんです。大きな税金をかけて、できた施設でありますので、そういう目的が達成できるような整備計画というのが、必要になってくるのではないかと思います。私は町長が自らチェーンソーを持って出かけてくれなんて言いませんので、この27年度には、是非とも

見晴らしがよい環境に戻しあげることが、税金のいい使い道かなと思います。

話によると度会町ですか、そちらのほうも南をのぞめば見えると、今は少ししか見えませんが、そういう展望に非常に期待している方が、非常に多くみえると思いますので、是非とも早い段階でお願いしたいと思います。町長いかがですか。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 山神区の皆さん方との話し合いになるとと思いますが、山神区の皆さんも大変、以前から協力的でございますので、これは話をしながら進めていけばいいなと思っています。ただ度会町さんのほうの関係は、個人所有の方でございますので、当時からいろいろ働きかけましたけども、これはちょっと難しいなと思っています。できるだけ見晴らしは良く、多くの人が利用してもらえるようなことには、していきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 是非とも魅力が発揮できる場所にしていただきたいと思います。今日はこの3点で質問を終わりたいと思います。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬信之君の質問は終わりました。

一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時0分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、一般質問を続けます。

1番 中西友子さんの質問を許します。

1番 中西友子さん。

### 《1番 中西 友子 議員》

○1番（中西 友子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがい質問させていただきます。

まずはじめに、地域住民生活等緊急支援のための交付金について、政府は緊急経済対策2014年12月27日に閣議決定の具体化として編成した、14年度補正予算案に、地域住民生活緊急支援のための交付金4,200億円を盛り込みました。

この交付金は、地方創生に基づく地方版総合戦略の策定経費を盛り込む一方、緊急支援の対象は原則ソフト事業を想定しており、消費税増税や円安による物価上昇などに苦しむ住民の生活と地域経済に対する支援の財源となりうるものです。

そこでお聞きします。玉城町で交付される金額は、地域消費喚起生活支援型と地方創生先行型、それぞれいくらになりますか。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さんの質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員さんから具体的な質問でございますから、担当課長からお答えはさせていただきますけれども、昨日、議決をいただいたわけでございますから、さらにここでご質問いただきました事については、担当から詳しく答弁をさせていただきます。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） すいません。いくらですかと言われて、つい手を挙げてしまいました。交付金額でございますが、地域消費喚起生活支援型に2,342万8,000円でございます。それから、もう一つの地域創生先行型につきましては、2,237万2,000円、合わせて4,580万円が、今、概算の交付決定をいただいておりますというところでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 地域消費喚起生活支援型は、内閣府の意向もありプレミアム付き商品券になりましたが、現在どのように配布販売しようと考えていますか。また、その還元率は何%ですか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 昨日、補正予算でお認めをいただきましたので、今回の先ほど総務課長から申し上げました、国の地域消費喚起生活支援型交付金2,342万8,000円を活用し、町の補助金として、一般財源を合わせまして2,500万円を、事業実施主体であります玉城町商工会に、プレミアム付き商品券発行事業補助金として交付し、プレミアム付き地域商品券を発行するところでございます。

また、玉城町商工会におきましても、この商品券の取り組みに絡みまして、抽選会とか、また売出等の事業を実施していただき、同時に展開をすることによりまして、利用促進につなげるような考え方を持っておるところでございます。

また還元率につきましては、商工会との事前調整の中で、先に資料でお示しをさせていただいたとおりプレミアム率20%、商品券につきましては額面1枚千円の券を12枚綴り、1万2,000円の商品券を1万円で販売をするもので、1万冊作成するという考えで、流通金額といたしましては、1億2,000万円ということを予定しておるところでございます。

また、このプレミアム付き地域商品券につきましては、今、申し上げたように、現金1万円で1万2,000円の商品券が購入できるという仕組みとするということによりまして、補助金になりますが、行政支援金額の部分、プレミアム分の20%の2,000円、その2,000円の5倍から10倍程度の消費が行われることとなると。これが直接的な消費喚起効果ということ。

そして、自己負担という部分があるということから、俗にレバレッジ効果というものが出る。そして、更に新たな消費を誘発する新規の消費誘発効果が期待できるものということで、国から示されておるところでございます。あと玉城町におきましても、この振興券につきましては、地域振興策という捉え方もいたしております。そういうところ

で、1冊の商品券、12枚綴りではございますが、区分をしたいと考えてございます。

売り場の面積が1,000㎡を超える大型店等に使える、俗に共通券といわれる部分を6枚、そして、売り場面積1,000㎡未満の店舗しか使えない券といたしまして、6枚。これを12枚として1冊として販売する予定にいたしております。また、今回、特に子育て支援、多子世帯の支援、18歳未満の子どもさんが3人以上いる世帯の支援といたしまして、子ども一人当たり通常、先ほどいいました1万円のところを8,000円で販売をするという予定にいたしておるところでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） では、配布販売場所はどこになる予定で、時期はいつ頃の予定をしていますか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 配布場所、販売場所ということでございます。これにつきましては、玉城町商工会におきまして、事業主体が玉城町商工会ということでございますので、今の調整段階におきましては、商工会におきまして先着順に、窓口受付販売ということを考えておるところでございます。

また、券につきましては、いつになるかわかりませんが、完売次第終了という考え方でございます。販売の開始と利用開始につきましては、6月1日ということで、予定をしており、利用期間等につきましては、6カ月間ですので、終了は11月30日ということを考えてございます。

この使用期間、利用期間につきましては、6カ月以内ということでありまして、資金、決済に関する法律がございまして、この6カ月未満であれば適用が除外されるということ、登録が不要であって、また、今回、国から示されておる緊急経済対策、そして可及的、速やかに消費喚起が求められるということから、今どこの市町におきましても、有効期限を6カ月以内という考え方で、情報をつかんでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） このプレミアム付き商品券、使えるのは町内だけでしょうか。また、使える店、使えない店等はあるのでしょうか。例えば商工会に加入しなければ、利用できないと、店側ですね、ありませんか。店側ですが、町内の店側への説明会を開く予定はありますか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀） まず利用という前に、一つ販売に関してちょっと補足をさせていただきたいかと思っております。販売に関しまして、一人当たり購入条件の方法2冊、2万円と考えておるところでございます。これにつきましては、広く住民の方々に、購入をいただきたいという考え方をいたしております。

そして、販売のほうにつきましては、購入対象者につきましては、玉城町内在住、在

勤ということにいたしておるところでございますが、国のQ&Aによりますと、商品券の利用対象者というものは、特に制限がなく、消費喚起の効果がもっとも高まるという形での発行を検討するようという記述がございます。

ですので、一般的には利用対象の制限をしていないというのが、多くの市町村でございますが、今、申し上げたとおり、玉城町におきましては、町内の在住・在勤者の支援ということ。また、地域内での消費喚起循環を促すということで、購入の利用者等につきましては、町内の在住・在勤者という形で制限をする考え方でございます。

またこの利用の取扱店等のことについてでございますが、これから商工会で募集をかけるということ。そしてそこで登録をいただいた店で、使えるということでございますが、基本的には取扱店の要件といたしましては、玉城町内に本店を有する事業所、また玉城町外に本店を有する事業所のうち、町内に支店・営業所等を有する事業所ということで、域内の事業所関係の公募による登録制ということでございますので、玉城町の商工会の非会員につきましても、募集を広く求めるという考え方を持っております。

また使用方法でございますが、利用店での取扱につきましては現金と同じような形での取扱が可能ということ。ですが、この商品券が千円でございますので、千円未満の買い物をしてしましても、釣り銭はでない。こういうような部分も消費喚起を促すという部分で、釣り銭を出さない考え方でございます。

そしてまた商品券につきましては、ものという部分だけじゃなしに、サービスという役務の提供に関しても対応ができるような事業所であれば、使えるような形で考えておるところでございます。

しかし、1回の利用制限というものを、制限をかけるように考えておるところで、1回の利用制限につきましては、5万円という上限を設定する考え方でございます。今先ほど現金と同じような使い方ができるということで、答弁させていただきましたが、やはり消費喚起を促すということから、各種の金券、例えばほかへの商品券、ビール券とか、そういうふうな換金、また宝くじ、各金融保険業、保険調剤というものは対象外、それと国や地方公共団体への支払いとかいう部分につきましても制限を、対象外という扱いを考えてございます。

その他といたしまして、公序、良俗に反するものというものも適用除外という形で考えておるところでございます。あとすいません。もう1点、取扱店の考え方、換金に関しまして、手数料が発生するわけでございますが、今回、手数料、大型店及び町外に本店を有する事業所ということにつきましては、3%の換金手数料というものを考えてございます。その他につきましては、2%という中ではございますが、玉城町商工会の会員につきましては、ここから1%を控除するというところでございますので、こういうようなこともあり、玉城町商工会としても、今回この公募にあたりまして、加入促進、会員への加入促進を考えるという形で進めるように計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 続いて、地方創生先行型について質問させていただきます。目的は自治体による地方版総合戦略の早期かつ有効な施策策定と、それに関する優良施策等の実施に対し、国が支援するとなっています。

地方版総合戦略とは、まち・ひと・しごと創生法に基づき、全自治体には国の総合戦略が定める政策分野、1. 安定雇用の創出。2. 地方への新しい人の流れづくり。3. 若い世代の結婚・出産・子育て支援。4. 自治体間、地域の連携を勘案して、政策分野を定めることとなっています。

15年度中に策定することが要請されていますが、15年から19年度の5カ年計画ということで、現在何か考えられていることがあれば、お答えください。また、一般からの意見募集等はかけますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まず今回、初日にお認めいただいた先行型のことですが、6つの案を出させていただいています。6つのメニューを、1つは一番大事なところで、各自治体に努力義務といいながら、21年度以内に1年以内につくりなさいという、こういう指示も出ています。

玉城町のまち・ひと・しごと創生戦略の策定ということが一つです。あと5つのメニューは、もし必要であれば、また担当課の課長からご説明はさせていただきますけども、現在、進み方としましては、今年の2月10日に、玉城町まち・ひと・しごとの創生総合戦略の策定推進本部会議というのを開催しまして、そこで本部を立ち上げました。

その中から1回目は、まず立ち上げて、2回目は3月4日に開催をいたしまして、今回、ご提案、ご承認いただいた6つのメニューにつきまして、課長会議のメンバーでございますけれども、このメンバーに基づいて第2回の会議を開催させていただきました。

これからの流れですけども、国は2060年、玉城町は2040年を目処にした、人口ビジョン、人口の現状とこれからの将来の展望ということです。この人口ビジョンを踏まえて、戦略の基本目標を策定していくと。28年3月をめどに策定していくという格好になります。

この中で策定のプロセスの中で、非常に重要視されているのは、やはり住民と関係団体や民間事業所からの参加協力が、非常に重要だと。このようにうたわれておりますので、これにつきましても、現在、勿論住民の方々、幅広い年齢層の方々からの意見を聞くことはもとより、産業界から近隣市町の連携、国の行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、あとメディアという、この表示ではこの内容では、産官学労現という言葉を使いますが、こういうところと構成する組織と、広く意見交換をさせながら、この計画に反映をしていきなさいということが明記されています。

ですから、外部有識者の参画もしながら、広く住民の意見も聞きながら、まずこの基

本的な目標を、まず 27 年度中で策定していきたいと、このような予定で進めていきたいと思ひます。以上です。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） 5 年計画ということで、引き続き状況が進めば、また質問させていただきたいと思ひます。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

通学路についてですが、農業のライスセンター等通学路に面したところに、大きな建物が建ったり、今まで車の通行が少なかったところが多くなったりしています。今、一度見直してみるべきではないでしょうか。

この農協のライスセンターには、米の貯蔵庫が、玉城町内と伊勢の一部の地域に、お米が集まると聞いています。そこで、収穫時の運搬はどういう流れになっているのか。通学路になっているところを通るのか、安全の確保はどうするのかをお聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古 憲司） お尋ねの件でございますが、カントリーエレベーターにつきましては、複数の施設が集約をされて、有田の北部のところに統合されて、今、工事が進めておられます。

収穫時の運搬でございますけれども、まず有田地区からと直接搬入する分につきましては、町道の田丸世古線から一旦搬入しまして、この新しいカントリーエレベーターの施設に搬入いたします。出口のほうといいますと、中を通りまして、県道玉川小俣線から搬出がされるということになっております。

それから城西ライスセンター、それから東部ライスセンター、南部ライスセンター、各旧のライスセンターでございますが、こちらのほうの転送部分につきましては、直接搬入ではなく、10 t 車によって転送がされるという計画になっております。

それぞれ各施設から幹線道路を経由いたしまして、同じく町道田丸世古線から搬入をいたしまして、県道玉川小俣線のほうから搬出されるようになっております。そのように今、検討されておるといふことです。

通学路につきましては、町道田丸世古線が関係をしてきますけれども、稼働時におきまして、安全確保のための人員を配置するというふことで、予定はされております。以上です。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） それでは、町として教育委員会として、JA からの説明会等は予定しているのか、いないのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 前回も同じような質問をされて、答弁としては同じ内容しか言えませんが、JA が計画しているかどうかというのは、私どもまだこちらのほうに入ってきておりませんので、わかりません。

それから、通学路につきましては、前回もお話させていただいたように、学校とPTAが連携して、子どもの安全をどう確保していくのかということで、図面に書いて保護者との間で協議していくこととなります。

ですから、私どもは、こういう状況ですという指導というか、情報提供はさせていただきますけれども、皆さん方で、保護者の皆さんと学校側が考えていただくというのが、一番のことです。それで、毎年、町への通学路の危険箇所等につきましては、要望等が出てきておまして、今年もそれがだいたいほぼ完了したわけですので、様子を見てこのカントリーエレベーターができた状況の中で、どういうふうに危険であるかどうかというのは、向こう、学校側、保護者が判断いたしていただきながら、教育委員会あるいは町への要望が出されてくるものだと思いますので、そのできあがってからの要望になってくると思いますので、今のところまだ出てきておりません。

以上です。

○1番(中西 友子) 町側の返答というか、答弁をいただきたいんですが。

○議長(風口 尚) 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長(中世古 憲司) JAからの説明については、あと各地区に運営委員会がありますので、説明をするということになっております。当然、安全対策等々、今までの道路を来る方もおみえになりますので、通学路等々の注意喚起等も含めて、説明をされるということ聞いております。

学校教育委員会につきましても、早い段階で説明をするということで聞いております。

以上です。

○議長(風口 尚) 1番 中西友子さん。

○1番(中西 友子) まず稼働もしていないということになりますので、また稼働して、車の流れ等を、実際、目で見て、多くなってきたと思ったり、危険だと思ったときには、また質問させていただきたいと思います。

これで私の質問は、終わらせていただきます。

○議長(風口 尚) 以上で、1番 中西友子さんの質問は終わりました。

ちょっと時間が早いんですけども、10分間の休憩をいたします。

(午後 1 時 25 分 休憩)

(午後 1 時 35 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番 北守君の質問を許します。

2番 北守君。

## 《2番 北 守 議員》

○2番(北 守) 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさ

させていただきます。今回、質問させていただきますのが、玉城病院の無料低額診療事業と医師の確保について、お伺いいたします。

先日、朝日新聞、これは平成26年11月23日付けの記事でございましたが、トップの見出しに、治療代を払えぬ人急増と、大きく取り上げておりました。その内容をみますと病気になっても治療代が払えず、病院窓口で払う自己負担分の治療代を無料にしたり、安くしたりする、いわゆる病院に駆け込む人が増えて、患者数は年間延べ700万人を超え、ここ数年で100万人近くが増えたと報じておりました。

年齢を重ね、年をとってくると、病気になったり、失業で収入が途絶えたりして、医療を受けにくくなったことにより、無料低額診療を行う病院に駆け込むことにより、無料ないしは半額で治療が受けられることで、病人が救われていくと、こういう内容の記事でございました。

ご存じのように、無料低額診療事業は社会福祉法では、生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業の基準が定められております。現在、三重県下では松阪の済生会病院、明和の済生会病院、それに平成25年11月9日付けの中日新聞では、津医療生協病院がこの事業を始めたと報じ、現在、実施しておるわけでございます。

低額無料診療事業の制度は、低所得者、要保護者、ホームレス、ドメスティックバイオレンス、いわゆるDV被害者、人身取引被害者等の生計困難者に対し、一定の条件を満たしておれば、公的医療保険には原則として、保険料から1割から7割、保険料から出るわけですが、自己負担といたしまして、後期高齢者の方は1割、それから、健保、国保の方は3割ということで、自己負担を普通していただくわけですが、その自己負担分を無料ないしは半額にするという、こういう制度でございます。

さて、ここで伺うわけですが、玉城病院では窓口や入院などで、医療費の支払いができない事案が、過去においてあったと思うのですが、その場合どのように対処されてきたのか、お伺いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から具体的なご質問でありますので、事務長のほうから更に詳しく説明をいたさせます。玉城病院としての現在の対応なり状況について、答弁をいたさせます。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） ただいまお尋ねの件でございますけれども、玉城病院におきましては、過去あまり多くの事例はございません。玉城病院では緊急を要する場合など、特に治療費が払えるかどうかではなく、治療を受けていただきます。その後、支払いにつきまして、本人または家族の方と分割であるとか、支払期限の延長などを相談させていただきます。

また、さまざまな医療費の助成制度もございますので、そのこともご紹介をさせてい

たきます。先ほど、北議員が話されました無料低額制度につきましても、実施している病院を知っておりますので、その病院もご紹介をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ただいまの答弁の中で、いわゆる滞ってきたということは、まずなしに、まず診療を受けていただくということで、それから支払いについては二の次に、ご相談させてもらうということですが、何よりもお金がないということは、本人が一番苦しい立場にたっておると、こう思うわけでございます。こんな状況を勘案して、玉城病院も患者負担金の今あまり少ないというんですから、現在、未納金はありませんでしょうか。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） ただいまお尋ねの件でございますけれども、決算が出ております 26 年度 5 月末で報告させていただきます。入院の件数未納でございますけれども、9 件、金額といたしましては、40 万 8,124 円でございます。外来のほうは件数が 4 件でございます、金額が 3,670 円となっております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 額的にも今、聞かせていただいて、事業費のわりには非常に少ないのかなということで、ちょっと持ったですけども、いわゆる入院ということで、支払いができない場合は、今も言ったように、病院にはかかっている、支払いはあとから相談をするということですので、こういうことで今残っておることは事実ですので、玉城病院としては、専門の相談員を置いておられるのかどうか、その点もお伺いいたします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 専門員につきましては、配置してございませんが、その業務につきまして、看護師長でありますとか、昨年、7 月より配置をいたしましたケースワーカー及び私、事務長のほうで対応させていただいております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ケースワーカーを 7 月から配置しておるということで、今ちょっと言わせていただこうと思ったんですけども、相談は事務長と、それからいわゆる一般的にはソーシャルワーカーと呼ばれる方が相談に応じて、今後の生活も含めて相談にのられるということですので、玉城病院においては、一定体制もできておるのかなと思います。相談には丁寧に対処をお願いします。

それから、ある事業所のことですが、これは一般的に通用するか、せんかは別にしまして、全診療に占める滞納が、10 から 12 と聞いてまいりました。病院によっては、診療科目や入院の設備等により違いがありますので、玉城病院といたしましては、今も件

数とそれから金額も聞かせていただきましたのですけども、滞納の割合といたしましては、全診療に占める割合は何%ぐらいになっておるのか、お伺いします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 割合でございますけども、おのおの収益に占める割合につきましては、入院で0.11%、外来で0.002%でございます。全体といたしましては、0.07%となっております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 玉城病院は非常に優秀なことだと思うんですけども、いずれにしても滞納があることは、滞納という言い方やなしに、未払いのお金があることは事実なんですけども、その未払者の内訳といたしまして、例えば滞納者の分析ということで、一人暮らしの状況とか、生活保護スレスレの状況、そういうことを分析されたことがあるのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 分析につきましては、滞納されておる方、未納の方が数が少ないもんですから、顔が見れる方になっていきますので、分析というか、理解はさせてさせていただいております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ということで、その都度、対応していただいておりますということで、理解させてもらいます。何はともあれ玉城病院では、本当にこういう状況というのは、本当に優秀な状況だと思いますのですが、例えば手術などで、多額の費用がかかった場合、本人負担が8万円あまりということで、高額療養という形で負担してもらえる制度がありますけども、もし本人負担が滞った場合は、高額療養費から当然充当していただくというふうに思うわけなんですけども、実際はどういう形で支払いを促しておるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） ただいまのご質問でございますけども、高額療養費をはじめまして、福祉医療助成制度でありますとか、医療扶助の関係の制度を適用した後、自己負担分の前月分未納分がございましたら、医事の担当事務官より支払いの電話の催促をさせていただきます。それ以降、未納でございます場合につきましては、各戸訪問をさせていただきますまして、納付というんですか、お金の方を納めていただくように面談をさせていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） もう1点、例えば各戸訪問で納めていただく、これは納めてもらえる姿勢があるからだと思うんですけども、焦げついてしまったという、そういうケースはございませんか。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 焦げついたケースはございます。本人さんが死亡でありますとか、その場合、焦げついた分がございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） この点につきましては、その程度にしておきますけども、本題のほうへ戻していきますと、少し前の資料でございますけども、これは社会援護局総務課というところを出しておる資料ですが、無料低額診療事業についてということで、その中に載っておる資料でございます。

平成17年度で、今から10年前ですので、非常に古い資料でございますけども、この当時、いわゆる無料低額診療を行っておる事業所は、全体で260施設ございました。その内訳といたしまして、社会福祉法人、うち済生会、ご存じのように済生会の場合は、明治天皇の勅命により病院ができたと聞いておりまして、慈愛の精神をもって、しておられる病院ですので、ここも含めて77、含んでおりますが、社会福祉法人は166、社団法人が41、財団法人が40、日本赤十字社が9、宗教法人が3、地方公共団体が1となっております。最近では、全国的に260施設から558施設に増えてきておるといのが現状でございます。

玉城町は町立の病院のため、国税、地方税のいわゆるこの事業の基準に適合しようと思えば、国税や地方税あるいは固定資産税ということで、恩典は受けられませんが、もし仮に病院にかかりたくても、かかれぬ、生計困難者がいたら手をさしのべるのが、医療だところ思いますので、例えばある一つの例をちょっとご紹介させていただきますが、これはある病院での実際あった例でございます。

50歳代の男性の方でした。それで、家族構成は本人と母親の二人暮らしでございます。それで、経済状況といいますと、ご本人さんは自営業をしておりまして、本人就労収入は6ないし9万円、これは体調が非常に悪いということで、それで母親の年金は約7万円、お住まいといいますと、借家住まいと、こういう家庭環境、いわゆる収入、経済環境でございまして、この人が2014年夏に息苦しさを訴えて、病院を受診、検査にてガンの疑いがあり、医師から精密検査や入院を進められるが、経済的理由から拒否されたということで、本人が経済的な理由から、もうそれはちょっと検査はやめておくとおられたと。

早期治療の必要性が高いので、医師から無料低額診療事業の利用を進めたと。この病院は低額診療の事業をしておられる病院でしたので、そういうふうに進めたと。後日、病院との面談を実施、ソーシャルワーカーが面談を実施、体調不良から思うように働けず、自営のため休んだ分、収入が減っていたと。ますます経済的に苦しくなったということですね。

本人は病院に行こうと思っていたが、検査や入院となると高額になると思って、我慢していたということだった。その後、説得をしまして、いわゆる医療費の支払い困難な理由により、生命に関わることも省みず、拒んできておりましたんですが、医師の説得、

ソーシャルワーカーの説得により、無料低額診療事業の利用を進めることによって、利用できたと、こういう事例、これはほんの一例でございますが、まだまだたくさん聞いておりますので、ありますけども、とにかく玉城病院でも、こんなケースがあるんやないかと思うんですけども、今の事務長のご答弁ではまったくないように思ったわけなんですけども、悪く言えば、ちょっと言葉が悪いんですので、命をお金で買うというような、ちょっと変な表現ですけども、そんなようなことも取られかねないと思うわけです。

話が変わるわけですが、国民保険の場合は、保険料の支払いができない場合は、資格者証を発行し、窓口では全額負担する仕組みとなっておりますけども、玉城町の国保加入者で、資格者証となっているのが何名いるのか、お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 国保の加入者の方の資格証ということでございます。これにつきましては、保険証の交付基準等を設けておまして、それによりまして、支払いの全くない方、1年以上全くない方について、資格証のほうを発行させていただいております。

平成26年10月1日現在での資格証の発行につきましては、27世帯39名の方となっております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 27世帯、39名ということで、資格証となると、これまたいわゆる保険料を支払ってないということですので、いろいろな資格証といっても、いろいろなケースがあると思うんです。一概に支払困難者と決めつけることはできませんんですけども、普通考えて未払い予備軍といっても差し支えないんかと思えます。

隣の町の例でございますけども、低額無料診療事業をしている病院がございます。例えば一人暮らしで身寄りがないケースなどに対応するために、包括支援センターや福祉課と協力し、措置連絡を密にして措置していると聞いております。迅速にやっておられるということを強調しておられたんですけども、玉城町もこのように低額無料診療の事業を玉城病院がしていれば、きめ細かい福祉を、更に進めることができるのではないかと思うわけでございます。

例えば夜中に急に病状が悪化したり、一人暮らしの人の対応もこの場合、保険に入っておるかどうかということも、福祉課の職員さん、包括支援の職員さんも、いろいろとみていただくわけですけども、そういうことで敏速に対応できるんやないかなという思いもございます。

そこで、公的な医療機関としては、固定資産税とか法人税とか、いろいろとそういう減免措置の恩典はまったくありませんので、玉城病院として地域医療を守り、命を守る意味において、この事業について前向きに検討する価値があるのかどうか、お尋ね申し上げます。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） この無料低額診療事業につきましては、経済的理由で困窮されている方々の医療費を減額、または免除することができる事業でございますが、しかし、この事業を行うことのできる病院の基準要件というのがございまして、それを申し上げますと、診療費総額の10%以上の減額をした患者さまと、生活保護の患者さまの合計が総患者様数の10%以上ないと適用条件に当てはまりません。

玉城病院で申しますと、玉城病院の率は0.0007%でございまして、大きく数字としては足りておりません。また、この要件の中には医療ソーシャルワーカーの配置でありますとか、病院における健康相談、保健教育等を行うことであるとか、夜間または休日診療時間の体制の整備、また無医村や僻地への医師の派遣等が要件となっております、現在の玉城病院ではこの要件をクリアーすることは、非常に難しい状態になっております。

要件を満たすことができましたら、またその際に検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 0.0007%という非常に1万分のいくつということですけども、私の聞いておりますのは、いわゆる援護局が出しておる基準ですけども、これで10%というのは、ちょっと誤解してもろたら困るんですけど、10%というのは、法人税の特典と法人町民税、法人市民税の特典と、固定資産税の特典を受けていただくための措置として、10%とか何%とか決められておると、私は解釈しておるわけです。

だから、玉城病院は町立ですので、そこら辺はもうまったく特典はないものとして考えていただいた場合、そういう基準に、どうのこうのということやなしに、この事業をできる価値があるのかなということを含めて、再度お聞きします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） その件につきましては、現在のところ厚生局等の指導もございまして、うちの単独の判断では難しいように思います。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 国からの指導ということで、朝日新聞でもトップに取り上げているぐらいの大きな、いわゆる事案だと思いますので、国も動かすような施策が必要やないかということになってくるわけですが、もう次へ進めさせていただきますけども、いわゆる難しいというのは、よくわかります。

それから地域医療をめざしていく、今後、玉城病院においても、高齢化が進み、在宅医療などを、医療にかかる機会が増えてくると思うんです、お年寄りなんか特に増えます。先ほどの事例でも紹介いたしましたんですけども、今でもお医者さんに通う回数を減らして、出費を減らすという、切り詰めている方がおります。

いわゆる医者代を3回を2回にする、2回いっとなったやつを1回にする。そういう方が増えてきておるということを聞いております。一番の狙いは一人暮らしの方や、一人

親のご家庭、それに親が障がいをお持ちの方などが、医療にかかりやすくするために、支援をすることができたらなという思いで、ここにポイントがあるんじゃないかと思っておりますので、その基準うんぬんということは、ちょっとさておいて、町としてどういう態度で臨まれるのかどうかというのを聞きたかったわけですけども、難しいということで、理解させてもらいました。

ようは包括支援センターをはじめ生活福祉課など、より敏速に対応できる、これは大きなメリットがございます。このような方でも安心できる医療が受けられるようにするのが、行政の仕事だと私はこう思っております。

医師会の医師の使命として、患者を拒否することはありません。先ほどもお金がないからといって、病人をみないということはないと、事務長からもはっきりと答弁していただいたように、ようするに病人を選別するということは、まったくないわけです。すべての患者に平等に医療を受けていただく。こういうことが大事だと思います。

それなら、もし仮にですよ、今、難しいとおっしゃってみえたんで、あれやけど、仮にこれを実施した場合、まったく法人税も何もそういう特典がないというんですけども、交付税なんかは特色ある、そういう病院ということで、そういうのはあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） この事業に関しましては、北議員、お話のとおり固定資産税、法人税等の減免のみでございまして、減免された患者さまの医療費につきましては、全額医療機関が持ち出しということになると思います。交付税については、ございません。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） そうということで、交付税、おそらく特別交付税あたりであるんじゃないかなと思うんですけども、これはまた総務課長、答えていただけたらなと思ったんですけども、これで結構ですわ。

病院については、玉城病院がよいと近隣からもかかっていることがありますし、それで町費で負担するとなると、町民だけではない、いわゆる近隣の患者さんも対象になってくると、そういうこともあるのでリスクは、一度ありますので、考えておるわけなんですけども、ここで医師会の動きや近隣の病院の状況を把握しておれば、じょじょに558施設も増えてきたんですから、三重県では3つだということではなしに、医師会の動き等を把握しておれば、お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） この事業につきまして、三重県内の状況でございんですけども、医師会等から情報はきておりません。現在のところ北議員がおっしゃいました三重県内につきましては、3病院のみの運営となっておりますので、よろしく願います。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） まだまだ三重県では低い段階だと、大阪あたりではかなり進んでおるということを聞いております。これは医師会の流れでございまして、ここでちょっと町長にお伺いします。この制度は将来的に必要と思っておられるのかどうか、はたまた不要であると考えているのかどうか。それから、玉城病院のあり方について、所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 近隣の類似の病院の動き、あるいは国県のいろんな施策を眺めながら、必要であれば検討していきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ちょっと答弁漏れがあったように思うんですけども、玉城病院のあり方については、どう考えて、これも含めてのご答弁でしたのでしょうか。結構ですわ。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 結構です、すいません。ちょっと表現がまずかったものですから、これからも病院を存続していただくことはもちろんですが、地域医療をめざしている病院として、この制度も一つの選択肢であることを認識していただきたいと、私は思っております。経営面においても、健全な運営がされておりますが、先ほど提案したこともご念頭においていただき、玉城病院の発展に努力を、これからも傾注していただきたいと思えます。

病院にかかる患者さんは町内だけというわけではありませんので、低額無料診療の実施については、お金がかかるのですので、今すぐ実施できなくても、今後、検討ないしは研究をお願いいたします。難しいというところで止まらんと、よろしくをお願いいたします。

次に、玉城病院の医師の確保について、お伺いいたします。

玉城病院は地域医療をなす病院として、開院当初から玉城町民の健康を守るため、医療活動を行ってまいりました。さて、玉城病院は昨年10月には、三重大から派遣されていた内科の医師がいなくなり、今までかかり付けていた患者さんが転院するなどして、やり繰りしたと聞いております。

この時、大変住民の方は不安を抱いたと聞いております。玉城病院の医師がいなくなると住民の間に、不安も束の間ですが、町長の判断と努力により、問題は事なきを得ました。どこの病院においても、医師の確保は頭の痛い問題だと思います。医師の確保については、県でも奨学金制度を通じ、医者をめざす医学生を確保するようにしておりますが、町としましても市町について、独自に医師の確保をする制度があると聞いておりますが、なかなか医師を確保することは難しい現状です。

今までも、これからもおそらく町長の努力により、医師の確保もお願いすることとなるわけですが、町民は医者が不足しているということは、世間では理解してもら

っておりますが、医師の確保はどれだけ難しいのかということは、わからないのが現状ではないでしょうか。とにかく何が難しいのか、よくわからないと思いますので、町として今どのように医師との協力関係など進めているのか、進めている方向は何か、具体的に説明をここでお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） えらいほめていただいていますけども、私の努力ではなくて、議会はじめ町民の皆さん方の温かい日頃からの玉城病院の経営に対するご理解のお陰だと、こんなふうに思っています。

やはり自治体病院でありますから、収支の面では赤字というふうな形は、もうやむを得ないわけではありますが、それにつきましては、理解をいただいて繰出を続けていながら運営をしてきておると、こういう状況でもございますし、また、玉城町を含めての周辺の市町からも、地域の中核病院といいますか、入院、外来の方も、場合によっては3分の2が、回りの市町からのご利用だと、こういうことの実態があるわけでありまして、議員の皆さん方にも、本泉院長から直接、経営状況もお聞きをいただいておりますという機会も設けていただいております。

ありがたいことに、今も北議員からもお話を賜りましたけれども、非常に三重大、あるいは伊勢赤十字、日赤さんですね、それから、明和にありますハートセンターのほうからも大変協力をいただいて、医師の確保ができて、どうにか運営ができておるといのが、今の現状でございます。

なかなかいろんな確保をしていく面では、それぞれの日頃からの協力の関係というのが、玉城病院に対してのご理解というものを、やはり意思疎通を図っていくということの日常のつながりが、このことも大事ではないかなと思っておる次第でございます。これからも、やはり医師、本泉院長が大変いま朝の早くから、土曜日でも休まずに、ほとんど出勤をいただいておりますということになってございます。そういった中で少しオーバーワークになっておる部分も、直接聞いておるわけでございますが、何とか体制をきちっととって、そして不安のない形で、地域の皆さんのための病院経営ができていけるように、これは絶えず努力をしていくことがいると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今、医師の確保の難しさも含め、いろんな方の協力を得て、医師対策というものに取り組んでおられるということで、説明をいただきました。ありがとうございます。なかなか難しい問題でございます。現院長であります本泉先生のお世話で、三重大との連携、それから町長、本泉先生も含めて、伊勢日赤、それからハートセンターさんと協力をして、大変ありがたく思っておりますので、まずは感謝をいたします。

近隣に大きな病院があっても、玉城病院は地域の医療の拠点として、あり続けてほしいと思いますので、玉城病院はなくしてはならないという立場で、質問をしてお

るわけですが、この点、町民も心配しておられますので、将来の展望、見通しを町長ありましたらお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） きちっとした医療が、この地域とといいますか、町にあること。そして、何かあった時に、頼れる病院があるということ、これは玉城町が一番掲げておる安心の暮らしにつながる第一番だと思っています。したがって、やはり町が活性化してこそ、発展をしてこそ、三重大あるいは日赤、ハートセンターと玉城町に注目をしていただいております。したがって今後も持続して発展をしていくことで、そして、町民の皆さん方の第一番の安心の確保の部分で、不安のない頼れる玉城病院を、きちっと経営をしていくということに全力を尽くしていくことが大事だと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今の町長さんのご答弁で、止めるようすけども、いわゆる存続を前提に、発展を遂げていくことを前提にということで、お話はそれでよろしいですね。

今後も町民に率直に、協力や説明をしていただいて、議会も問題を共有していきたいと。それから引き続き玉城病院の健全な運営を行い、医師の確保に努力していただき、町民に不安を与えない、何よりも不安を与えないということで運営をお願いいたします。町長、本当に難しさをしみじみ感じておられるのが町長だと思いますし、本泉先生だと思われまますが、是非、問題が生じた場合、トップである町長にお願いということになるわけですが、解決の方策を引き続いて見出させていただきますよう、お願い申し上げます。

今日は玉城病院のことについて、1点目は低所得者の対策として、無料低額診療事業と、それから2点目といたしまして、玉城病院の医師の確保と将来的なあり方について、質問をいたしました。いずれも今後の近々の課題として、町長が進めていってほしいと思う気持ちで、今回、一般質問をしたわけなんですけど、是非前向きに、難しいと言わずに、低額診療も難しいと言わずに、前向きに検討されることを願います。

それから、そういうことも含めて、今日はあれやこれやと聞かせていただきましたのですけども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北守君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時0分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番 山本静一君の質問を許します。

8番 山本静一君。

《8番 山本静一 議員》

○8番(山本 静一) ただいまから議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき路線バスについての質問をいたします。

項目として、5でございまして、5つございますけども、1、2は関連しておりますので、答弁は1に。それから、3、4も関連しておりますので、一括答弁でお答えいただきたいと思います。

以前は、この路線バス、複数路線を走っておりまして、今現在は、短縮路線ということで、役場前から伊勢市という状況下であろうかと思えます。これはいつから、こういう短縮コースになって、その経過と理由をお伺いしたいと思えます。

○議長(風口 尚) 8番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 山本議員から路線バスについての今までの経過等についての具体的な質問でございますので、このことにつきましても、担当する総務課長のほうから答弁をいたさせます。

総務課長 林裕紀君。

○務課課長(林 裕紀) いつからということでございますので、平成8年度末からで廃止されたと、三重交通株式会社運行の路線バス野中線といわれますが、廃止されたということでございます。

経緯ということを言われていましたですけれども、経緯につきましては、やはりこれは全国いたるところ公共交通は、やっぱり乗る方が少ない、利用客が少ないということで、その経営上の問題で廃止されたという格好になっているように聞いております。

以上でございます。

○議長(風口 尚) 8番 山本静一君。

○8番(山本 静一) 先ほどの答弁で、現在はマイカー時代となり、バスの状況が著しく減少し、採算ベースにのらなかつたので廃止をしたいという、向こうの申し出ですね。そうしますと、2番の短縮コースも、前も委託金は払っていなかったわけですね。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 運行委託料ですけれども、平成16年から第3者生活路線ということで、平均の乗車密度5人以下のところということですが、3年間、県が2分の1、それから、町が2分の1ということで、補助をしております。

それから、その補助が切れて、20年度から現在のような形で、伊勢市さんと距離按分をしながら運行委託を支払っておると、現在に至っておるといふところになります。これについても、三重県からの補助があったのですが、段々と三重県のほうも財政の中で、補助規定の中で、規定がドンドン厳しくなってきました、平成25年度をもって、三重県からの単独の補助もなくなったということで、26年度からはまったくの自主財源で運行の委託料を、三重交通さんにお支払いしておるといふことでございます。

○議長(風口 尚) 8番 山本静一君。

○8番(山本 静一) 先ほどの答弁で、26年度から自主運営で、町がすべて面倒みておると。伊勢市との距離按分で、そういう委託金を払っておるということで、よろしいですね。

そうしますと、26年に自主になりましたけども、そういうバスの運行の乗客数の把握とかいうのは、独自でされておりますか。玉城町の町民がどれぐらい乗っているのかとか、そういうことで。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 単独では調査を行っておりませんが、国の公共交通に対する赤字交通の補てんの制度そのものが、平成23年度から大きく変わりました。この変わることを変わる前に、事を受けて、玉城町の玉城線というんですか、この玉城線につきましては、平成22年1月から2月にかけて、県を中心として、この複数の市町村にまたぐ、今は市町ですけども、市町にまたぐ地域間バスということで、これは広域的な移動を担うものか、相応しいかどうかという検証をされた、移動実態調査をしております。

この結果をちょっと報告させていただきます。この目的につきましては、地域間バスの評価としましては、2点ございまして、1つは機能面の基準が備わっているかどうか。また、利用実態の基準は満たされているかどうか。こういうことについて、評価をされたようです。

玉城町は有料のバスというのがございませぬので、公共交通会議というのを持っておりませぬ。ですから、県内にほとんどの自治体、バスコミュニティバスは、みな有料でやっていますから、そこの中に公共交通会議がありますので、このメンバーがつくってやって、報告をつくりまして、三重県生活交通確保対策協議会というのをつくっていますので、その辺の報告でございませぬ。

この報告書によりますと、24年3月のこの報告によりますと、県内のバスの交通支援調査では、評価は1点、2点とも丸ということで、活用されているということでございました。その裏付けとなりますのは、やはり乗っている方々の利用が、休日よりも平日のほうが多いとか、それから、通勤に約2割、通学にも2割、通勤は25%、通学が23.1%、通院が21.2%、買い物が9.6%ということで、こういう方々がだいたい6割から7割、7割強を占めておるということで、地域の地域間バスとしての果たす役割は十分担っているという評価を受けて、丸というような報告書が、24年3月に発表されておるといふところでございませぬ。

○議長(風口 尚) 8番 山本静一君。

○8番(山本 静一) 先ほど24年3月に、そういう機能性と利用実態の報告があったということですけども、現在、見ておりますと、ほとんど乗っていないと。先ほどの話の中では、通学が25%とか、合わせて70%が利用しているという回答でございませぬけども、しかし、この調査の時点、それはどこでやったのかという点が、一つ大きな問題になると思うんです。

玉城町の住民が利用するかどうかにつきましては、多分これが伊勢市の駅前での調査であれば、ある程度そういう乗客数の数は把握できると思うのです。私がこれは2月26日に、場所は新田町の橋の運輸会社ところで、始発が6時半から最終便の18時まで調査しました。

その時点では、伊勢市行きが10便、それから、役場行きが10便の計20便あります。その中で乗客が乗っていたのは、伊勢市行きの11時30分が2人、15時54分が1人の計3名。同じく役場前行きが、12時34分が1人、18時10分が2人で、計3名で、その他の18本については、ほとんど空バスで走っている状況でございます。

まず私が2月の時点で、伊勢市を5時45分のバスに乗りましたら、私も含めてちょうど3人の乗客がございました。そして、それはどういう状況かといいますと、伊勢の上地の城田団地前で2人降りて、玉城まで行くのは、私1人というような状況でございます。そのバスは、伊勢市から度会橋までノンストップで走っていると。ノンストップで走っていますと、ダイヤどおりの運行はできないわけですから、度会橋のそばのアスレチックですか、あそこで停留所の前で止まって、そこでダイヤの時間調整をするために、そこでしばらく停まっておる。それかずっと走行するという状況でございます。

それから、3月4日にもちょっと時間帯でしてみまして、富岡口発11時32分が1人、城田では1人、城田団地で3人ということで、ほとんど伊勢市の住民が乗っているというような状況で、ほとんどこのバスには玉城の住民が乗っていないということが確認されております。

先ほどの調査の結果が、町みずからしたのではなく、そういう対策室ですか、どこかの報告だということでございますけれども、実際に25年度は委託金で150万5,000円を支払っております。やはり、それに対して、どういう効果があるのかという以上は、一度こういう実態調査をしてもらうのが、私はベターではないかと思えます。

つきましては、4番の費用対効果、それからまた5番の委託金を廃止するという考えは、どのように思われているか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） よく費用対効果といわれるんですけども、こういう公共交通というものにつきましては、費用対効果は、やはり乗っている方が少ないから、1人160万の委託料を三重交通に払って、委託して乗っている方が何人だから高い安いという判断ではなくて、やはり、こういう公共交通の費用対効果をみるときは、その路線バスがなくなった場合に、どう考えるかということに対して、そこにもし残したら、どういう効果があるんだろうか、交通弱者といわれる方々が、どのように外出ができるんだろうか、買い物に行けるんだろうか。勿論JRもありますけれども、田丸駅まで遠いんだろうか、近いんだろうか。

また、行きは伊勢市へ行くのにいいでしょうけれども、帰りは陸橋を渡らないかん。いろんな問題がある中で、バリアフリー化もされていませんし、無人駅になってしまい

ましたし、そういう形で公共交通を守っていく中では、やはり費用対効果は、まずなくなつた場合、どういうことを期待するか。それに対して費用が今いくらということを出ていますから、これに対しての比較ということになってくると思います。

ですから、やはり問題としましては、やはり今後、公共交通といいますのは、いま法律の改正が大きく動いております。これは5番目の質問にも流れるんですけども、例えば交通政策基本法というのが、25年12月に改正されて、その中で、法律の中で、地方公共団体の責務という条項が新たにつくられました。すなわち自家用車中心となつた中で、バス利用者が減っていく。公共交通が減っていく中で、自治体が地方公共団体がどのように、地域間バスというのを残すかということ、まちづくりと一緒に考えていきなさいというような、法律が改正されたと同時に、また昨年11月20日に施行された法律の一部改正では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されたんですけども、これについても今までの単なる公共交通を維持するのではなくて、観光、更には健康、教育、福祉、環境等のいろんな分野で、大きく寄与することから、交通政策の基本に則り、今後も公共交通を残していくということ、地域間で協議をしながら、利用されやすい、乗ってもらいやすい、そのようなものをつくり上げていけると、こんなことがあがってきていますので、こういうことも今の委託費用は、伊勢市さんと共に、750万ぐらいを三重交通さんに委託使用料を払っております。約760万ですね。

うちは160万円ですから、伊勢市さん今600万円払ってもろとる中で、玉城だけで単独で、これを切り離したとしても、結局その交通には、玉城町の方が乗らないのかというわけにいきませんから、当然その中でも伊勢市さんとも協議をしながら、今後この交通をどうしていくかということを考えていきたいということを思っております。

何とか社会全体で、こういうような公共交通は乗って残すということが、どこでも自治体で言われていますので、何とかその辺りで積極的に、また利用していただく、そんなことも伊勢市さんと考えながら、存続の方向で、まずは考えていきたいと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） 先ほどの説明で縷々利点というのですか、そういう点を回答いただきましたけれども、実質は本当に1日に数人、多くて5人という状況で、はたしてそれで税金を支払って、町民全員が納得できるかという問題ですね。費用対効果を考える以上に、公共交通を残すという意見でございますけども、バス路線は全部で20便、JRは約59便あります。松阪行き、伊勢市行きや、だからそういう時間的にも、また列車は15分、バスは定時でいけば30分かかるとことを考えますと、やはりこれらは税金から委託金を払うというのは、再考する時代ではないかなと、私は思います。

そして、最後の委託を廃止する時期の問題でございますけども、今はマイカー時代の到来となり、人口減などに伴い、バス・汽車の乗客が減少し、交通状況の変遷が起こっ

ています。これらの変遷に対応しなければならない時期にきており、バス運行に対する委託廃止を検討する状況にあると思います。

本年度の委託料で166万円計上されております。これまでのバス会社の契約や約束事もあり、また会社も本年度の委託金も含め、予算、車運転手の確保等、事業計画が樹立されると思います。是非とも町民の利用状況を把握し、今後の検討課題としていただきたいと思います。

今後そういうことで一応検討をお願いできますか。正確な調査の状況を実施。

○議長（風口 尚） 暫時、休憩いたします。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 1時44分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） とにかく残しておくということが大事ということをお願いしましたが、やはり利用実態のないものは、今いわれたように、ある意味でも費用対効果も考えていかないとはいけませんので、またきたる時期が来たら、調査をするというところで考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君。

○8番（山本 静一） そういうことで、私の調査の結果も踏まえまして、やはり実態はどういう状況で、町民が利用しているのかということも含めまして、また委託金の廃止の方向も、また今後の検討課題としていただきたいと思います。そうしないことには、やはり税金を払っておるので、町民が納得する方向で検討をお願いしたいということで、私の質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、8番 山本静一君の質問は終わりました。

## 閉議の宣告

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

明日12日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時45分 散会）